

ZENRAKUREN

MEMBER'S INFORMATION

全酪連会報

嫁・婿が語る酪農の魅力／ 三浦清斗さん

新たな食料・農業・農村 基本計画について

農林水産省大臣官房政策課

監査室だより／監事監査と監事の責任について②
JA全国監査機構 監査企画部 担当部長 白石 幸人氏 講演録



酪農トビックス／郡司貴大さんと小見幸江さんが
全国大会へ（東京）ほか

酪政連活動報告

日本酪農見て歩紀（北海道枝幸町 中野勤牧場）



5

2015 May No.596



全国酪農業協同組合連合会

家族が皆一緒にいられる 『酪農業』

5月の婿

三浦牧場（あきた北央農業協同組合） 三浦清斗さん



三浦清斗さん、
咲希子さんご夫婦

嫁
婿
が語る

酪農の魅力 (25)

「嫁・婿が語る酪農の魅力」第25弾として、
三浦牧場（あきた北央農業協同組合）の
三浦清斗さんにお話を伺いました。

2005年に北秋田郡の4町が合併してできた北秋田市に位置する三浦牧場の清斗さん（30歳）を訪ねました。北秋田市は秋田県北部に位置し、冬場は低温で山間部は積雪量が多いところですが、奥羽山系の森吉山県立自然公園を擁するなど優れた自然景観や山岳溪流に恵まれ、豊かな自然環境が残されています。

所属するあきた北央農業協同組合（正田俊一郎代表理事組合長）は、生産者戸数10戸、年間出荷乳量は3,040t（平成26年度）です。

——三浦牧場の概要と、清斗さんの役割を教えてください

現在の規模は、搾乳牛27頭、育成牛16頭。私は、飼料給与、繁殖管理、牧草畑の管理をメインにやっています。妻の咲希子（32歳）

は、7歳の碧音（長女）と5歳の煌晴（長男）の育児に追われながら、哺育・搾乳、事務全般をやっています。義父（一範さん、65歳）は育成牛を、義母（貴美子さん、54歳）は妻と一緒に搾乳をやっています。妻は牛舎仕事は何でもできるので、スーパーサブとして出勤準備がいつでもできています。

——奥さんとの出会いから、結婚までの経緯をお尋ねします

私は両親と埼玉で過ごしていましたが、祖母の病を機に、中学生の頃に母の実家に移りました。妻と同じ町内になったのですが全く面識がなく社会人になってから妻が私の先輩達といったところからたまに出くわし、紹介されたのが切っ掛けです。その後付き合いを重ね8年前に結婚しました。結婚前も時々妻の実家の酪農を手伝っ



哺育・育成舎

ていましたが、外の空気を吸いながらの仕事も結構自分に合うかなと。当時、義父母は継がせることにはこだわっていませんでしたが、多少の期待はあったでしょうね。

——結婚後の様子、酪農に対する思いと苦労したこと

結婚後も就農せず、会社勤めを続けていました。当時は、搾乳牛が35頭で牛舎は満杯状態でした。育成が上がってきたら次の廃用牛はどうするかと考えるほどの状

態だったのですが、給餌・繁殖を担当していた妻が産休に入った頃から廃用牛が目立ち始め、徐々に牛が減ってきました。作業が義父母2人になり、労働力的にもきつかったでしょうし、飼養管理、繁殖管理も変わってしまったことが原因だったのかと、妻も分析しています。

勤務先は変則勤務でしたから、自分だけ時間がずれており、子供と一緒にいる時間もろくに取れなかったですね。牛舎の労力不足も



増築を重ねた搾乳牛舎

垣間見えてきたので、2年前に退職し、本格的に就農しました。

それからは、子育てに忙しい妻を師匠と仰ぎ、飼養管理・繁殖管理、畑仕事といういろいろ教えてもらい、全酪連の担当者や近隣の先輩酪農家、獣医さん等の話も聞きつつ、そこからの立て直しに今も苦勞していますけど（笑）。

清斗さんが感じる酪農の魅力は？

分娩前後の管理から手を付けようと、自給粗飼料の成分を調べ肥



工夫した育成牛舎

料の投入量が原因の一つかなと。土壌管理に気を配り、翌年の牧草は良いものに仕上がりました。同時に給与メニューも見直し、徐々に牛群は上向いてきた感じですよ。手をかければ草も牛も変わってくるものなんだなと。皆さんのお話が納得できましたね、『手を掛ければ掛けるほど応えてくれる』と。まだ一歩目が始まったばかりですが。

今後の夢、目標について

妻が産休に入る前が我が牧場のピークだったので、まずはその状態に早く戻すこと。良質粗飼料が取れたおかげで種付けも向上しています。自家産の後継牛をもっと増やしたいですね。そのためにも分娩前後の飼養管理、繁殖管理をきちんとし、草作り、土作りも気を抜かずに。将来の新牛舎建設に備えて牛を増やさねば。方々を視察して妻と勉強しています。義父は、部会長や地域の行事などで家を空けることが多いのです

が、私が家に入ったので安心して出かけられるのでしょうか。もう少ししたら義父母にもゆつくり休める時間を取らせてあげたいですが、新牛舎を立ち上げ安定するまでは、まだまだ戦力として一緒に働いてもらいたいですね（笑）。子供たちを含め、家族全員でできる酪農家という仕事はとても楽しいですよ。

奥さんからご主人へ

会社経験のある主人が牧場に入り、三浦牧場の伝統がいい方向に向き始めています。肥培管理で良い草が取れたことで父も納得した様子です。家族の会話が格段に増え、主人は子供とキャッチボールすることが一番の楽しみみたい。

最近、かつての同僚から『なんでそんなに生き生きしているんですか！』と言われたという清斗さん。『家族一緒の酪農家』を今後にも応援します。

新たな

食料・農業・農村

基本計画について

農林水産省大臣官房政策課

はじめに

平成27年3月31日に、農政の中期のビジョンとなる、新たな食料・農業・農村基本計画（以下「基本計画」という。）が閣議決定されました。

新たな基本計画は、食料・農業・農村基本法（平成11年7月制定）に基づき決定された4回目の基本計画となります。食料・農業・農村政策審議会の企画部会における17回にわたる議論、現地視察、地方意見交換会を経て、3月24日の本審議会での答申を受けて決定されたものです。

本基本計画の内容について

まえがき

我が国の農業・農村においては、6次産業化や海外へ農林水産物・食品の輸出へのチャレンジ、若者を中心とした「田園回帰」といった新たな動きが広がっている一方で、農業従業者の高齢化や農地の荒廃など極めて厳しい状況に直面しています。このため、関係者の発想の転換や、改革の必要性についての認識の共有が求められていることなどを述べています。

こうした認識の下、「農林水産業・地域の活力創造プラン」等で示された施策の方向等を踏まえつつ、食料・農業・農村施策の改革を進め、若者たちが希望を持てる「強い農業」と「美しく活力ある農村」の創出を目指していくこととしています。

第一 食料、農業及び農村に関する施策についての基本的な方針

第一では、食料・農業・農村をめぐる情勢と、主な施策の評価と課題、施策を推進するに当たっての基本的な視点を示しています。

具体的には、高齢化や人口減少、グローバル化などの観点から、情勢の変化や施策の評価と課題を整理しています。その上で、現在が施策展開に当たっての大きな転換点であるとの認識に立ち、農業の構造改革や新たな需要の取り込み等を通じ、農業や食品産業の成長産業化を促進する「産業政策」と、構造改革を後押ししつつ、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を促進する「地域政策」を車

の両輪として施策の改革を推進することとしています。

第二 食料自給率の目標

食料自給率目標については、前基本計画の検証結果を踏まえ、計画期間内における実現可能性を重視し、平成37年度の目標としてカロリーベースでは現状39%から45%に、金額ベースでは現状65%から73%に、飼料自給率については現状26%から40%に引き上げる目標を設定しています。この中で、畜産関係の生産努力目標として、生乳については、現状745万tから750万t（1人・1年当たり消費量の見通しは現状89kg／人・年から93kg／人・年）、牛肉については、現状51万tから52万t（同現状6・0kg／人・年から5・8kg／人・年）、豚肉については、現状131万tから据え置き（同現状12kg／人・年から据え置き）、鶏肉については、現状146万tから据え置き（同現状12kg／人・年から据え置き）、鶏卵については、現状252万tから241万t（同現状17kg／人・年から据え

置き)を定めています。

また、我が国の食料の潜在生産能力を評価する食料自給力指標を新たに示しています。これにより、我が国の食料自給力の現状や過去からの動向についての認識を共有し、食料安全保障に関する国民的議論を深めたいと考えています。

第三 食料、農業及び農村 に 関 し 総 合 的 か つ 計 画 的 に 講 ず べ き 施 策

1. 食料の安定供給の確保に関する施策

食品の安全確保と、食品に対する消費者の信頼を確保するための取組を推進するとともに、食育や

国産農産物の消費拡大、「和食」の保護・継承等を推進することとされています。また、食料の安定供給という重要な役割を担っている農業や食品産業が、消費者の多様なニーズへの的確な対応や国内外の新たな需要の取り込み等を通じて健全に発展するため、6次産業化、農林水産物・食品の輸出、食

品産業の海外展開等の取組を促進することとしています。

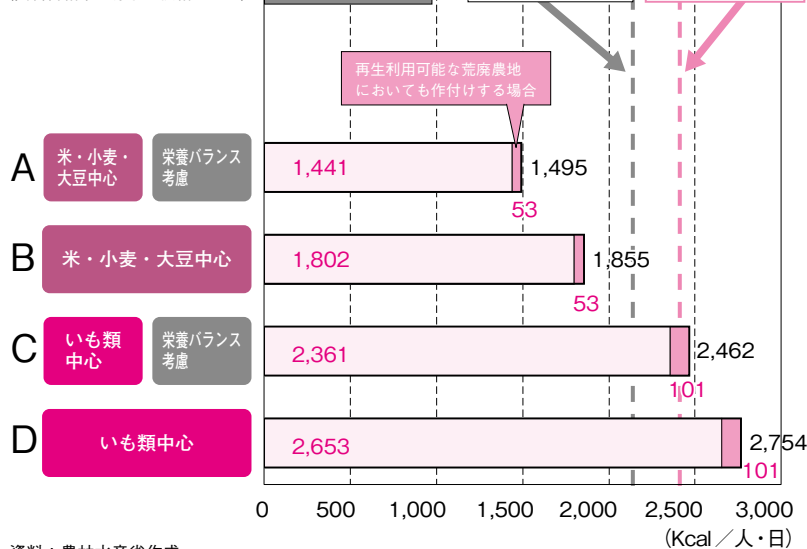
さらに、様々なリスク（我が国の食料の安定供給に影響を及ぼす可能性のある様々な要因）に対応した総合的な食料安全保障を確立するため、食料の安定供給に関するリスクの定期的な分析、評価や、不測時の具体的な対応手順の整備等を進めることとしています。また、食料供給への影響を軽減するための対応策として、畜産分野においては、国内の家畜防疫体制の強化を図るため、畜産農場における飼養衛生管理基準の遵守徹底を進めることとしています。その上で、輸出環境の整備にもつながる農場HACCPの導入を促進するため、その効果の分析、周知を行うこととしています。

2. 農業の持続的な発展に関する施策

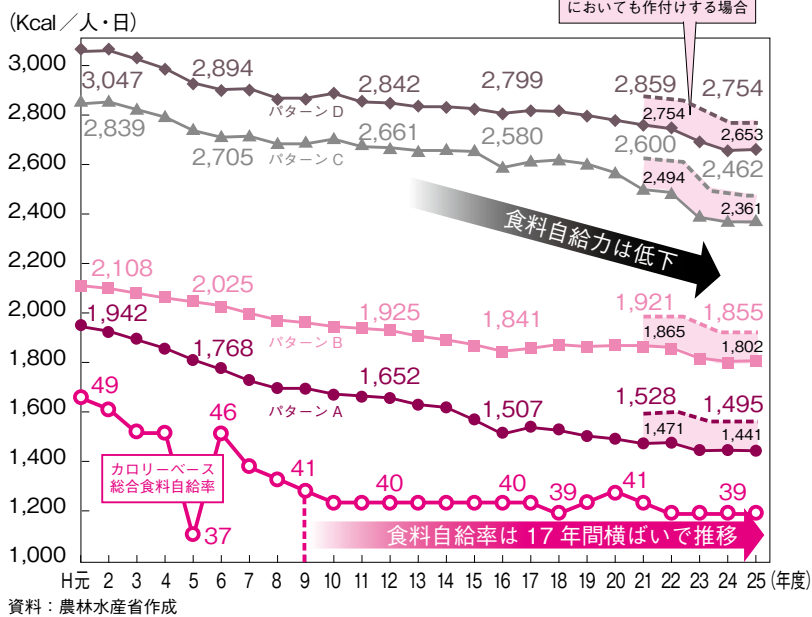
農業経営の法人化、新規就農の促進など担い手の育成・確保や、女性農業者が能力を最大限に発揮できる環境の整備を進める旨を明記するとともに、経営所得安定対策を着実に推進することとしています。

食料自給力指標の姿（平成25年度）

国産熱量の実績値
(食料自給率の分子：供給ベース)



食料自給力指標の推移



ます。

また、農地中間管理機構のフル稼働による担い手への農地集積・集約化と優良農地の確保、構造改革の加速化に資する農業生産基盤の整備等を推進することとしています。

さらに、米政策改革の着実な推進、飼料用米等の戦略作物の生産拡大とともに、畜産クラスターの構築、園芸作物の供給力の強化などに取り組むこととしています。

具体的には、飼料用米については、米産地と畜産現場の結び付け等の各種課題の解決に向けた取組等を推進するとともに、生産コスト・流通コストの削減と安定的な供給・利用体制の構築を図るための取組等を推進することとしています。また、畜産クラスターの推進等により競争力を高め、生産基盤の強化を図ることとしています。その際、新規就農者等の確保や経営資源の円滑な継承を促進するとともに、搾乳ロボット等の活用を通じた労働負担の軽減、性判別受精卵・精液を活用した優良な乳用後継牛の確保等を推進することと

しています。また、生産性の高い草地への改良、水田を活用した飼料作物やエコフィード等の生産・拡大等により、国産飼料の利用を推進することとしています。

生産・流通現場の技術革新等については、現場のニーズを踏まえた研究開発と技術移転の加速化や、規模拡大、低コスト化等を可能とするため、スマート農業の実現等に向けた取組を推進することとしています。

また、気候変動への対応など、農業分野の環境政策についても総合的に推進することとしています。

3. 農村の振興に関する施策

多面的機能の発揮を促進するため、多面的機能支払制度や中山間地域等直接支払制度を着実に推進するとともに、地域コミュニティ機能を維持するため、生活サービス機能等を基幹集落へ集約した「小さな拠点」と周辺集落とのネットワーク化を推進することとしています。また、深刻化、広域化する鳥獣被害への対応を図ることとしています。

また、農産物等を活かした新たな価値の創出、バイオマスを基軸とした新たな産業の振興、再生可能エネルギーの生産・利用、農村への関連産業の導入等を通じ、農村全体の雇用の確保と所得の向上を推進することとしています。

さらに、観光、教育、福祉等と連携した都市農村交流を戦略的に推進するとともに、交流人口の増加を移住・定住へと発展させていく取組を推進することとしています。また、都市農業の有する多様な機能の発揮に向けて、持続的な振興を図ることとしています。

4. 東日本大震災からの復旧・復興に関する施策

地震・津波災害からの復旧・復興に向け、農地や農業用施設等の着実な復旧、将来を見据えた農地の大区画化等を進めるとともに、原発事故に伴う風評被害の払拭や、輸入規制の緩和・撤廃に向けた諸外国への働きかけなどに取り組むこととしています。

5. 団体の再編整備等に関する施策

食料・農業・農村に関する団体（農協、農業委員会等）が、その

機能や役割を効果的かつ効率的に発揮できるようにしていくため、事業・組織の見直しを行うこととしています。

第四 食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

国や自治体、農業者、消費者などの適切な役割分担の下、施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、「農林水産業・地域の活力創造本部」を活用して政府一体となつて施策を推進することなどを明記しています。

おわりに

今後、本基本計画に基づく施策を着実に推進していくためには、関係者の皆様のご理解、ご協力をよろしく願います。（基本計画の詳細については、農林水産省のホームページ（http://www.maff.go.jp/j/keikaku/k_aratana/index.html）に掲載しています。）



勤さんと奥様の明美さん ▲

No.264

中野勤牧場

北海道枝幸町

搾乳ロボットで省力化！ 苦勞乗り越え乳量もアップ！

地域の紹介

枝幸町は北海道北部の宗谷総合振興局に属し、オホーツク海に面した酪農と漁業の盛んな町です。夏は比較的冷涼な気候ですが、冬場は流水が接岸するようになると氷点下30度を下回る全国有数の極寒地としても有名です。毛ガニの水揚げ量は日本一を誇り、毎年7月に開催される「枝幸かにまつり」ではYOSAKOIソーランの演舞や毛ガニ早食い競争といった催しが行われ、北海道内外から多くの観光客が訪れて賑わいます。

中野勤牧場が所属する宗谷南農業協同組合（向井地信之代表理事組合長、枝幸郡枝幸町）は組合員戸数120戸で、年間生乳生産量は56,147t（平成26年度実績）となっています。

牧場の概要

中野勤牧場は現在搾乳牛54頭、育成牛50頭、乾乳牛16頭を飼養し、草地は90haを有しています。平成26年度出荷乳量は680t、1頭当たりの平均乳量は約35kg/日と

なっています。現在は勤さん（46）、奥さんの明美さん（46）、父親の歡啓さん（81）、母親の千恵子さん（74）の4名で日々の仕事に励んでいます。

中野牧場は1995年に父の歡啓さんから勤さん（当時25歳）へと経営移譲しました。当時はつなぎ牛舎で経産牛50頭、育成牛30頭を飼養していました。勤さんは高校卒業後18歳の頃から牛舎作業



看板





フリーストール牛舎

を手伝っており、引き継いだ時には牛舎作業から牧草作業までほぼ全般をこなしていました。その後2001年（当時32歳）に明美さんと結婚し、2006年の37歳の時に規模拡大を決定しました。拡大を決めてからは2年間どのような飼養形態を採用するか試行錯誤しました。その中で繋ぎ飼よりも牛の自由度が大きく、比較的ストレスの少ないフリーストールで管理したいと考え、現在

の飼養形態であるフリーストールを選択。また労働力の軽減を第一に考え、搾乳ロボットの導入を決めました。それからの3年間、道内で搾乳ロボットを導入している農家さんを視察、十分検討し、2011年勤さん42歳の時にフリーストール牛舎建設とともに搾乳ロボットを導入しました。現在は搾乳ロボットを導入し4年目になります。

普段の牛舎作業は勤さんがロボット牛舎全般、明美さんが育成舎、乾乳舎、治療群を担当しています。ロボット牛舎での主な仕事内容はパソコン上での牛群チェックです。1日3回牛の活動量、乳房炎、個体乳量、搾乳回数、ロボット内での採食量をチェックしています。また、ロボットに正確に乳頭を認識させるため2ヶ月に1回の乳房の毛刈りも欠かせません。

規模拡大・搾乳ロボット導入して

● 苦悩

ロボットを導入してからの2年間は苦悩の毎日でした。最初は牛



PCでの牛群チェック

がロボットを警戒し、うまく搾乳場に入らず、毎回牛を追いながらの搾乳でした。また、これまでつなぎ牛舎で飼養されていた牛は歩き慣れてなく肢へのストレス、外傷から趾間腐乱を発症、乳量も大きく減少しました。ロボット導入後の初めての夏には乳房炎にも悩まされました。結果的には2年で牛群の7割近くを更新することになりました。

● メリット

① 第一に、労働力の軽減が挙げ



▶ ロボット内での配合給与

搾乳ロボットで労働力を軽減 ▶



▶ エサ押しロボット



られます。ロボット導入後すぐに勤さんが体調不良で1週間ほど入院したことがありました。それでも牛舎作業は奥様1人で回すことが出来たのは、搾乳ロボットの効果が大きいと思います。

② 2つ目として出荷乳量が大幅に増えました。増頭したことも要因の1つですが、個体乳量の増加が大きく、現在の搾乳回数は1日1頭当たり平均3回を超え、当時と比較し10kg/日/頭以上アップしました。また、乳成分も改善されました。フリー

ストールにしたことで牛の活動量が上がり、より食い込める体が出来たこと、搾乳ロボットでの一定した搾乳手順が要因であると勤さんは考えています。

③ フリーストール牛舎にしてからは繁殖成績が改善されました。牛が自由に動き回っているため、目視での発情発見が増えました。現在繁殖は目視の他に繁殖板の利用と搾乳ロボットでの活動量のチェックの3本柱で管理しています。特に目視での

チェックは勤さんのこだわりでもあり、昼間の作業時のみならず就寝前にも毎日欠かさず牛舎巡回をしています。分娩間隔は、繋ぎ飼い当時は430日でしたが、約1ヶ月短縮され現在は400日となっています。

規模拡大して変わった意識

搾乳ロボットを導入してから、

繁殖板 ▶



◀ 乾乳群

搾る意欲が更に湧いてきました。良質な粗飼料を収穫するため適期刈取りやベーリングの際の予乾の徹底はもちろんの事、地元普及センターが開催する自給粗飼料改善セミナーにも積極的に参加しています。また、現在は牛群の能力・体型を揃えるために遺伝子管理システムを導入し、ロボットに適応した後継牛の育成にも力を入れています。

視察の受け入れにも力を入れています。あまり馴染みのないロボット搾乳を考えている人の手助けになると思い、これまで町内外から20組以上の視察を受け入れてきました。勤さんは外部から人を受け入れ交流することでのいい刺激になると話します。自分の牧場とは異なる環境、飼養管理、給与メニュー等を聞くととても勉強になるそうです。また、「若いうちは常に向上心を持って、色々なことにチャレンジして欲しい！」と若い世代の活躍にも期待しています。

中野牧場の今後の展望

現在に至るまでは家族、友人、農協、メーカーの支えがあったから頑張ったけれど、勤さんは感謝しています。今後、機会があれば搾乳ロボットをさらに追加し更なる規模拡大、増頭をしたいと考えています。草地面積の確保、糞尿処理といった問題があります。が、ロボット導入後の悩み苦しんだ経験がどんな試練も乗り越えていけると今後の酪農経営にも自信を持っています。

監事監査と 監事の責任 について②

JA全国監査機構 監査企画部 担当部長
白石 幸人氏 講演録

去る平成27年3月5日開催の平成26年度
全酪連定例研修会「監事・役職員研修会」講義
録の2回目です。

今回の研修会では、「監事監査と監事の責
任について」をテーマに「監事の役割と責任に
ついて」と「監査の視点について」の監事監査
の重要性についてご紹介します。

参加された皆様には、組合の健全化を確保
するとともに、組合員および社会からの信頼
に応える良質なガバナンス(組合統治)の確立
に取り組まれることを期待しております。

Ⅱ 監査の視点

1 監事と内部監査体制

(1) 農業協同組合向けの総合的な
監督指針(農水省)

Ⅱ-1 経営管理体制 Ⅱ-
1-2-4 役員体制 Ⅱ-
1-2-4-2 主な着眼点

▼代表理事は、内部監査の
重要性を認識し、内部監査
の目的を適切に設定すると

ともに、内部監査部門の機
能が十分発揮できる機能を
構築(内部監査部門の独立
性の確保を含む。)し、定
期的にその機能状況を確認
しているか。また、内部監
査の結果等について対策を
講じているか。

▼経営管理委員会会長は、
内部監査の重要性を認識
し、定期的にその機能状況
を確認するとともに、必要
に応じ代表理事等に対しそ
の機能構築、内部監査の結
果等への適切な措置等のた

めの指示等を行っている
か。

▼経営管理委員会及び理事
会は、内部監査の重要性
を認識し、内部監査の目的
を適切に設定するととも
に、内部監査部門の機能が
十分発揮できる機能を構築
(内部監査部門の独立性の
確保を含む。)し、定期的
にその機能状況を確認して
いるか。また、被監査部門
等におけるリスク管理の状
況等を踏まえた上で、監査
方針、重点項目等の内部監
査計画の基本事項を承認し
ているか。さらに、内部監
査の結果等については適切
な措置を講じているか。

Ⅱ-1-3 法令等遵守態勢 の整備 Ⅱ-1-3-2 主 な着眼点

(1) 法令等遵守(コンプライア
ンス)態勢
(2) 内部けん制体制
(3) 役職員等からの通報等に対

する態勢の整備

(4) 内部監査体制

法令等遵守態勢の確立と組合
の抱える諸リスクへの対応強
化を図るため、リスク管理を
含む管理態勢の適切性・有効
性を主要な視点として、内部
監査が実施されているか。

具体的には、

① 内部監査部署の独立性は確
保されているか。

② 内部監査部署には、知識・
経験を有する職員を組合の
規模に応じて配置している
か。

③ 内部監査に係る規程が整備
されているか。

④ 内部監査はリスク評価の結
果に基づき策定された計画
に基づき全部署を対象とし
て実施されているか。

⑤ 監事や外部監査を行う中央
会等と連携し効率的に監査
を実施しているか。

⑥ 抜き打ち点検や外部確認の
実施など内部監査の実効性
の確保に留意しているか。

⑦ 監査結果は理事に報告し、

被監査部署や関連部署に
フィードバックする態勢が
整っているか。

⑧ 監査により問題点が確認さ
れた事項について、理事の
関与の下で改善状況をフォ
ローアップする態勢が整っ
ているか。

⑨ 子会社を有する組合につい
ては、組合の子会社管理部
署は、その規模に応じ、適
時に子会社の内部監査体制
をチェックし、不十分な場
合には親組合として補完す
る措置を講じているか。

(2) 系統金融機関向けの総合的な 監督指針（農水省）

Ⅱ-1 経営管理（ガバナ ンス） Ⅱ-1-2-1 組合に 係る主な着眼点

▼ 経営管理委員会会長は、
内部監査の重要性を認識
し、代表理事に対し、内部
監査の目的を適切に設定す
るとともに、内部監査部門

の機能が十分発揮できる態
勢を構築（内部監査部門の
独立性の確保を含む。）す
るよう指示等を行い、定期
的にその有効性を検証して
いるか。また、内部監査態
勢に関し、監事監査又は行
政検査等で指摘された問題
点を踏まえ、代表理事に実
効性ある態勢整備に積極的
に取り組ませているか。ま
た、代表理事から内部監査
の結果等について速やかに
報告を受け、その結果等に
対し適切な措置を講ずるべ
く指示等を行っているか。

▼ 代表理事は、内部監査の
重要性を認識し、内部監査
の目的を適切に設定すると
ともに、内部監査部門の機
能が十分発揮できる態勢を
構築（内部監査部門の独立
性の確保を含む。）し、定
期的にその有効性を検証し
ているか。また、内部監査
態勢に関し、監事監査又は
行政検査等で指摘された問
題点を踏まえ、実効性ある

態勢整備に積極的に取り組
んでいるか。さらに、内部
監査の結果等については速
やかに適切な措置を講じて
いるか。

▼ 経営管理委員会及び理事
会は内部監査の重要性を
認識し、内部監査の目的を
適切に設定するとともに、
内部監査部門の機能が十分
発揮できる態勢を構築（内
部監査部門の独立性の確保
を含む。）し、定期的にそ
の有効性を検証している
か。また、内部監査態勢に
関し、監事監査又は行政検
査等で指摘された問題点を
踏まえ、実効性ある態勢整
備に積極的に取り組んでい
るか。また、被監査部門等
におけるリスク管理の状況
等を踏まえた上で、監査方
針、重点項目等の内部監査
計画の基本事項を承認して
いるか。さらに、内部監査
の結果等については速やか
に適切な措置を講じている
か。

（中略）

(6) 内部監査部門

① 内部監査部門は、被監査部
門に対して十分けん制機能
が働くよう独立する一方、
被監査部門の業務状況等に
関する重要な情報を適時収
集する態勢・能力を有し、
組合を取り巻く環境や業務
状況に的確に対応した、実
効性ある内部監査が実施で
きる体制となっているか。

② 内部監査部門は、被監査部
門におけるリスク管理状況
等を把握した上、リスクの
種類・程度に応じて、頻度・
深度に配慮した効率的かつ
実効性ある内部監査計画を
立案し、状況に応じて適切
に見直すとともに、内部監
査計画に基づき効率的で実
効性ある内部監査を実施し
ているか。

③ 内部監査部門は、内部監査
で指摘した重要な事項につ
いて遅滞なく経営管理委員
会、代表理事及び理事会に
報告しているか。また、内

部監査部門は、指摘事項の改善状況を的確に把握しているか。

(中略)

(8) 監査機能の連携

外部監査機能と内部監査部門又は監事・監事会の連携が有効に機能しているか。

▼内部監査について、経営者に繰り返し注意が促されている。

(二重傍線部分)

(3) 統一検査事項(内部監査)

〔平成25・26年度農水省検査方針

(抄)〕

1 総論

(1) 経営管理(ガバナンス)態勢

③ 内部監査及び監事監査において指摘された問題点について、その問題点の内容を適切に検討するとともに、PDCAサイクル等の改善プロセスが有効に機能しているか。

内部監査を行うこととし

ている検査対象者にあつては、以下の事項を遵守し、適切かつ効率的に実施しているか。

(ア) 他の業務部門から独立した権限等を有する内部監査担当部署を定める等により、内部けん制機能が働く態勢とするとともに、業務に精通した人材と相応の人員を確保しているか。

特に、内部監査担当部署の長に被監査部門等を兼任させる場合には、内部監査部門の独立性を確保する措置を講じているか。(傍線は26年度追加)

(イ) 内部監査について、その品質(問題点の早期かつ的確な把握、検証範囲が業務全体を網羅、被監査部門等におけるリスク管理状況を把握した上で、リスクの種類・程度に応じて、頻度や深度等に配慮した計画に基づき実施等)が確保されている

か。なお、農漁協系統組織

の信用事業実施組合においては、各業務部門及び支所、支店(事業所)等のすべての部門に対して年1回以上実施することが望ましい。

(傍線は25年度追加)

(ウ) 内部監査の結果は、経営管理委員会及び理事会又は取締役会(以下「理事会等」という。)へ適時適切に報告されているか。

(エ) 内部監査の結果を踏まえて問題点の改善が適時適切に図られるなど、そのけん制機能が経営に活用されているか。

(4) 統一検査事項(要請検査)

〔平成25・26年度農水省検査方針

(抄)〕

要請検査等においては、以下の事項について検証する。

ア 資産査定は、正確かつ適切に行われているか。

イ 役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等

を起こすなどの事務リスク

を認識し、定期積金掛金の着服、架空共済契約の締結等の不祥事件等の発生を防止するため、適切な経営管理(ガバナンス)のもと、経営陣が法令等遵守に関する基本方針を明確にした上で、内部規程の整備、法令等遵守態勢を整備するため

の計画(コンプライアンス・プログラム)の策定・実践、内部監査部署によるチェック等に取り組んでいるか。(傍線は25年度追加部分)

(5) 内部監査の「機能」と「態勢」

内部監査の役割

内部統制システムが有効か否かを確認(一)し、問題があれば改善を提案する。

① 不祥事・誤謬を防止または発見できる内部統制が設計されているか(デザイン)
② 現場に内部統制が周知されているか確認(整備)
③ 周知された内部統制どおり

に日常業務が運営されているか確認（運用）

▼「内部統制システムが有効」とは、例えば、規程や事務手続が存在し、それを守らせる仕組み（教育指導・監視牽制…）が機能し、事務ミスや不祥事が防止または早期に発見されていること。

▼ どういった「内部統制システム」を構築するかは、組織により異なり、経営判断の領域とされる。

▼ 一般論として、内部監査の「機能」や「態勢」は組織や内部統制システムのあり様に依りて、経営判断で決定される。

JA内部監査基準では・・・

「1」内部監査の意義

2. 内部監査の必要性

…組合はその大規模化や活動範囲の分散化等の程度が大き

くなるにしたがい、権限委譲に基づく分権管理の度合いが高くなる。この分権管理が組合の目標達成に向けて効果的に行われるようにするためには、内部監査によるその検討・評価が一層必要となってくる。

2 金融庁検査の視点（利用者視点の原則とプロセスチェックの原則 H17）

(1) プロセスチェックの基本形

【3者要請検査指摘事例（H25.3）より】

「コンプライアンス統括部門」は、定期積金の集金業務に係る不祥事件の未然防止への取組として、支店に、「定期積金延滞一覧表」により延滞事案を把握させ、延滞が発生した場合に、集金担当者以外の職員に契約者に連絡させ、延滞理由等を確認させることとしている。

しかしながら、「同部門」は、当該取組について、支店に対して研修会等で指示するにとどまり、取組状況の実態を把握していない。

こうした中、支店長は、延滞事案について、集金担当者

●否定＝指摘 しかしながら～

「コンプライアンス統括部門」は
・取組状況の実態を把握せず
＝支店に対し研修会等で指示するにとどまる

●主張 ～している

・支店は「定期積金延滞一覧表」により延滞事案を把握
・（延滞発生の場合）集金担当以外の職員が契約者に連絡、延滞理由確認

●事実（こうした中～）このため～

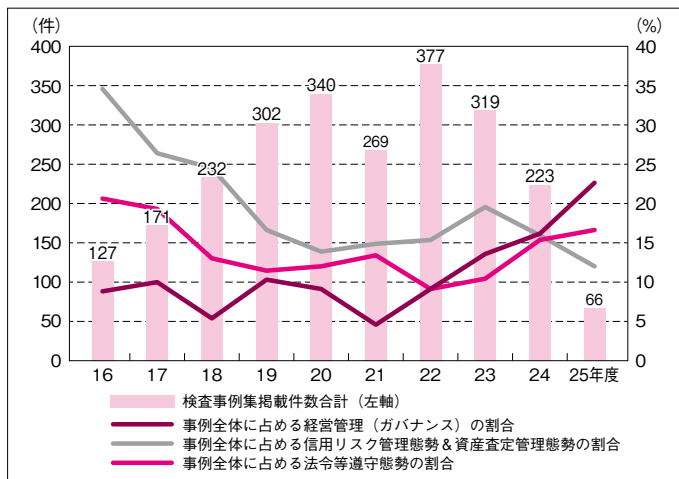
・支店長が集金担当者（当事者）に対して延滞者への連絡を指示
・支店長が延滞理由の確認結果の報告を受けないまま放置

以外の職員に対して契約者に連絡するよう指示すべきであるにもかかわらず、集金担当者（当事者）に対して指示を行っているほか、延滞理由の確認結果の報告を受けないまま放置している実態が認められる。

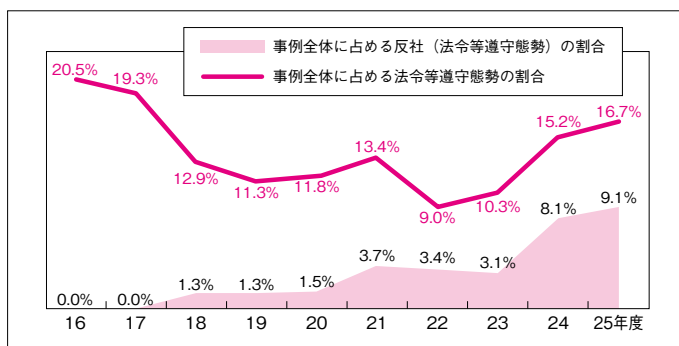
系統金融検査マニュアルにおける検証ポイント(事務リスク管理態勢)					
Ⅰ. 経営陣による事務リスク管理態勢の整備・確立状況	検証ポイント		(前文略)Ⅱ.以降のチェック項目の検証において問題点の発生が認められた場合、当該問題点が本章(Ⅰ.経営陣による…)のいずれの要素の欠如又は不十分に起因して発生したものであるかを漏れなく検証し、双方向の議論を通じて確認する。検査官が認識した弱点・問題点を経営陣が認識していない場合には、特に、態勢が有効に機能していない可能性も含めて検証し、双方向の議論を通じて確認する。		
	1. 方針の策定		①【理事の役割・責任】		
			②【事務リスク管理方針の整備・周知】		
			③【方針策定プロセスの見直し】		
	2. 内部規程・組織体制の整備		①【内部規程の整備】		
			②【事務リスク管理部門の態勢整備】		
			③【各業務部門及び支所(支店)等における事務リスク管理態勢の整備】		
			④【理事会等への報告・承認態勢の整備】		
			⑤【監事への報告態勢の整備】		
			⑥【内部監査実施要領及び内部監査計画の策定】		
			⑦【内部規程・組織体制の整備プロセスの見直し】		
	3. 評価・改善活動	(1)分析・評価	①【事務リスク管理の分析・評価】		
②【分析・評価プロセスの見直し】					
(2)改善活動		①【改善の実施】			
		②【改善活動の進捗状況】			
		③【改善プロセスの見直し】			
Ⅱ. 管理者による事務リスク管理態勢の整備・確立状況	検証ポイント		(前文略)本章(Ⅱ.管理者による…)の各チェック項目の検証において問題点の発生が認められた場合、当該問題点が上記Ⅰ.のいずれの要素の欠如又は不十分に起因して発生したものであるかを同Ⅰ.のチェックリストにおいて漏れなく検証し、双方向の議論を通じて確認する。検査官が発見した問題点を経営陣が認識していない場合には、特に上記Ⅰ.の各態勢及びその過程が適切に機能していない可能性も含め、厳格に検証し、双方向の議論を通じて確認する。		
	1. 管理者の役割・責任		①【事務リスク管理規程の整備・周知】		
			②【事務リスク管理規程の内容】		
			③【管理者による組織体制の整備】		
			④【事務リスク管理規程及び組織体制の見直し】		
	2. 事務リスク管理部門の役割・責任	(1)【事務統括部門の役割・責任】	←-----		
		(2)【事務指導部門の役割・責任】	←-----		
	Ⅲ. 個別の問題点	検証ポイント		(前文略)本章(Ⅲ.個別の問題点)の各チェック項目の検証において問題点の発生が認められた場合、当該問題点が上記Ⅰ.又はⅡ.のいずれの要素の欠如又は不十分に起因して発生したものであるかを同Ⅰ.又はⅡ.のチェックリストにおいて漏れなく検証し、双方向の議論を通じて確認する。検査官が発見した問題点を経営陣が認識していない場合には、特に上記Ⅰ.の各態勢及びその過程が適切に機能していない可能性も含め、厳格に検証し、双方向の議論を通じて確認する。	
		1. 各業務部門及び支所(支店)等における事務処理態勢	(1)【各業務部門の管理者及び支所(支店)長の役割】		
			(2)【厳正な事務管理】	-----	
(3)【自所(自店)検査の適切性】			-----		
2. 市場取引の事務処理態勢		(1)【厳正な事務処理】			
		(2)【取引内容、残高等の照合】			
3. 現物検査用チェックリスト					

(3) 金融庁検査の全体的な傾向

金融庁の銀行等向けの検査指摘事例



金融庁の銀行等向けの検査指摘事例に占める割合



理事の役割発揮を指摘したうえで、監事の関与不足も指摘されたケース

【経営管理態勢】検証ポイント

系統金融機関の経営管理（ガバナンス）が有効に機能するためには、適切な内部管理の観点から、各役員及び各組織が、それぞれ求められる役割と責任を果たしていない

ければならない。具体的には、理事をはじめとする役員は、高い職業倫理観を涵養し、すべての職員に対して内部管理の重要性を強調・明示する風土を組織内に醸成する責任があり、代表理事、理事、監事をはじめとする各役員は、内部管理の各プロセスにおける自らの役割を理解し、プロセスに十分に関与する必要がある。また、理事会、監事会（監事会を置く系統金融機関に限る。以下同じ。）が十分に機能し、各部門・部署間のけん制や内部監査部門による内部監査等の機能が適切に発揮される態勢となっていることが重要である。検査官は、①代表理事、理事及び理事会による経営管理（ガバナンス）態勢、②内部監査態勢、③監事による監査態勢、④外部監査態勢の基本的要素がその機能を実効的に発揮しているかという観点から、当該系統金融機関の経営管理（ガバナンス）が全体として有効に機能しているか否か、経営陣の役割と責任が適切に果たされているかについて、各チェック項目を活用して具体的に確認する。

内部監査との連携の不足を指摘されたケース

【経営管理態勢】Ⅲ・監事・監事会による監査態勢の整備・確立状況

1. 監事の監査環境の整備

①【監査環境の整備】

監事は、その職務を適切に遂行するため、理事、会計監査人（金庫のみ。以下同じ。）、内部監査部門、コンプライアンス統括部門の管理者、子会社等の取締役、中央会又は漁連若しくは加工連等との間の緊密な連携を図り、定期的な報告を求める等、情報の収集及び監査の環境の整備に努めているか。

【経営管理態勢】Ⅲ・監事・監事会による監査

(1) 監事に求める行動（役割）を直接記載しているもの

系統金融検査マニュアル中の監事に関する記述（抜粋）

主語」の部分に留意・・・検査マニュアルの「監事が定める監査役・監事の役割」

3 系統金融検査マニュアルに定める監査役・監事の役割

態勢の整備・確立状況

1. 監事の監査環境の整備

②【監事会の機能】

監事会を設置している場合、監事会は、各監事の権限行使を妨げない限度において、**監事**や他の関係者から監査に関する重要な事項について報告を受け、協議及び決議を行っているか。

【経営管理態勢】

Ⅲ. 監事・監事会による監査態勢の整備・確立状況

1. 監事の監査環境の整備

③【監査業務の補佐態勢】

監事は、**監事及び監事会**を補佐する適切な人材を、適正な規模で確保しているか。また、**監事及び監事会**を補佐する者は、**監事の補佐業務**の遂行に関し、**理事及び理事会**からの指揮命令を受けない等の態勢となっているか。

▼ 業務執行からの独立性を指摘されたケース

【経営管理態勢】

Ⅲ. 監事・監事会による監査態勢の整備・確立状況

1. 監事の監査環境の整備

④【独立性の確保】

監事及び監事会は、組織上及び業務の遂行上、**独立性が確保される態勢**となっているか。特に、**監事の調査権限**及び報告権限を妨げることや、**監査費用支出に不合理な制限**を設けることを排除し、**監事の独立性を確保**しているか。

【経営管理態勢】

Ⅲ. 監事・監事会による監査態勢の整備・確立状況

2. 監査の実施

①【監査方針及び監査計画の策定】

監事は、**理事が適切な内部管理態勢を整備し適切に運用しているかを監視し検証する観点から**、**監査すべき事項を特定し**、**監査方針及び監査計画を策定**しているか。

▼ 監査の内容に関する指摘（実効的な監査）

【経営管理態勢】

Ⅲ. 監事・監事会による監査態勢の整備・確立状況

2. 監査の実施

②【監査の実効的实施】

監事及び監事会は、付与された広範な権限を適切に行使用し、**会計監査に加え、業務に関する監査を実効的に実施しているか**。**監事会が設けられている場合であっても、各監事は、あくまでも独任制の機関として、自己の責任に基づき積極的な監査を実施しているか。**

【経営管理態勢】

Ⅲ. 監事・監事会による監査態勢の整備・確立状況

2. 監査の実施

③【子会社等に対する調査】

監事は、**理事による子会社等を含めた組合（金庫）の業務の健全性確保のための職務**

執行状況を監査する観点から、**子会社等を含めた組合（金庫）内において適切な内部管理態勢が整備されているかに留意し**、**子会社等の経営管理態勢及び内部管理態勢の状況等について、必要に応じて調査等を行っているか。**

▼ 監査の実効的实施とは、

（H26・3金融庁検査局

佐々木審議官 講演資料）

① 監査役会の構成（監査役の知識・経歴等）

② 監査役会のサポート体制（監査役室、事前の資料提供等）

③ 監査役会、取締役会等への出席、議論内容（議事録作成等）

④ 内部監査部門との連携

▼ 重要な会議での発言の有無（認識）や内容に関して指摘されたケース

【経営管理態勢】

Ⅲ. 監事・監事会による監査態勢の整備・確立状況

2. 監査の実施

④【理事会等への出席等】

監事は、理事会に出席し、必要に応じ意見を述べるなど、理事の職務執行状況について適切に監査を行っているか。また、監事は、必要に応じ、理事会以外の理事会等に出席し意見を述べる等、適切な監査のための権限行使を行っているか。

【経営管理態勢】

Ⅲ. 監事・監事会による監査態勢の整備・確立状況

2. 監査の実施

⑤【外部専門家の活用】

監事及び監事会は、その機能発揮の補完のために、必要に応じ、弁護士・公認会計士等の外部の専門家を活用しているか。

【経営管理態勢】

Ⅲ. 監事・監事会による監査態勢の整備・確立状況

2. 監査の実施

⑥【会計監査結果についての検証】

監事及び監事会は、会計監査人、中央会による会計監査のプロセス及び監査結果が相当なものであるか否かをチェックしているか。

【経営管理態勢】

Ⅲ. 監事・監事会による監査態勢の整備・確立状況

2. 監査の実施

⑦【違法行為の阻止等】

監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をすること、若しくは当該行為をすること、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく理事会に報告しているか。また、監事が、理事の法令・定款違反行為により当該系統金融機関に著しい損害が生ずるおそれがあると認めるときは、当該行為を阻止するため、適切な措置を講じているか。

▼ 社外監査役（員外監事）についての指摘も：

【経営管理態勢】

Ⅲ. 監事・監事会による監査態勢の整備・確立状況

2. 監査の実施

⑧【員外監事】

員外監事は、自らの立場を活かしつつ、監査機能を十分発揮しているか。特に非常勤員外監事の場合には、監査機能の発揮のため、常勤監事との意思疎通・連携等を十分に図っているか。

▼ 外部監査指摘への対応についても指摘されている

【経営管理態勢】

Ⅳ. 外部監査態勢の整備・確立

①【中央会等による内部管理態勢に対する外部監査】
内部管理態勢の有効性等について、年一回以上、中央会等の外部の専門家による外部監査を受けているか。また、

理事会又は監事会は、監査結果を適時に受領しているか。

【経営管理態勢】

Ⅳ. 外部監査態勢の整備・確立

③【外部監査の有効性の分析・評価】
理事会及び監事会は、外部監査が有効に機能していることを定期的に確認しているか。また、理事及び理事会等は、子会社等において実施された外部監査の結果についても、必要に応じて適切に報告を受け、問題点を把握するなど子会社等における外部監査が有効に機能していることを把握しているか。

【資産査定管理態勢】

Ⅲ. 自己査定結果の正確性及び償却・引当結果の適切性

【検証ポイント】

自己査定結果の正確性の検証過程において、自己査定体



講師の白石幸人氏

制の整備等の状況、自己査定結果の理事会への報告状況、自己査定体制の整備等の状況等の内部監査、**監事**、中央会による監査状況について、**実際にどのように行われているかを的確に把握する。**

償却・引当結果の適切性の検証過程において、償却・引当体制の整備等の状況、償却・引当結果の理事会への報告状況、償却・引当体制の整備等の状況等の内部監査、**監事**、中央会による監査状況について、**実際にどのように行われているかを的確に把握する。**

(2) 監事に対しリスク管理の手法にかける理解促進を求めるもの

次の4つのリスク管理態勢のリスク計測（計量）手法について、監事は理事と同様に理解を深めること、とされています。

Ⅲ. 個別の問題点

1. 統合リスク計測手法を用いている場合の検証項目

(2) 理事及び監事の適切な関与
① **「統合リスク計測手法への理解」**

(iii) 理事及び監事は、研修を受けるなどして、**統合リスク計測手法について理解を深めているか。**

Ⅲ. 個別の問題点

⑦ **「信用リスクの計測手法を用いている場合の検証項目」**

(ii) 理事及び監事の適切な関与

イ. 信用リスク計測手法への

理解

c. 理事及び監事は、研修を受けるなどして、**信用リスク計測手法について理解を深めているか。**

Ⅲ. 個別の問題点

4. 市場リスク計測手法

(2) 理事、監事等及び理事会等の適切な関与

① **「市場リスク計測手法への理解」**

(iii) 理事及び監事は、研修を受けるなどして、**市場リスク計測手法について理解を深めているか。**

Ⅲ. 個別の問題点

2. オペレーショナル・リスク計量手法を用いている場合の検証項目

(2) 理事及び監事の適切な関与

① **「オペレーショナル・リス**

ク計量手法への理解」

(iii) 理事及び監事は、研修を受けるなどして、**オペレーショナル・リスク計量手法について理解を深めているか。**

(3) 理事会に対し監事監査結果の活用を求めるもの（網かけ部分以外は同一構文）

Ⅲ. 個別の問題点

I. 経営陣による統合的リスク管理態勢の整備・確立状況

3. 評価・改善活動

(1) 分析・評価

① **「統合的リスク管理の分析・評価」**

理事会等は、**監事監査**、内部監査及び外部監査の結果、各種調査結果並びに各部門からの報告等すべての**統合的リスク管理**の状況に関する情報に基づき、**統合的リスク管理**の状況を的確に分析し、**統合的リスク管理の実効性の評価**を行った上で、**態勢上の弱点、問題点等改善すべき点の有無**及びその内容を適切に検討す

るとともに、その原因を適切に検証しているか。また、必要な場合には、利害関係者以外の者によって構成された調査委員会等を設置する等、その原因究明については万全を期しているか。

【資産査定管理態勢】

I. 経営陣による資産査定管理態勢の整備・確立状況

2. 評価・改善活動

(1) 分析・評価

① 【資産査定管理の分析・評価】

理事会等は、監事監査、内部監査及び外部監査の結果、各種調査結果並びに各部門からの報告等すべての資産査定管理の状況に関する情報に基づき、資産査定管理の状況を実効性の評価を行った上で、態勢上の弱点、問題点等改善すべき点の有無及びその内容を適切に検討するとともに、その原因を適切に検証し

ているか。また、必要な場合には、利害関係者以外の者によって構成された調査委員会等を設置する等、その原因究明については万全を期しているか。

【市場リスク管理態勢】

I. 経営陣による信用リスク管理態勢の整備・確立状況

3. 評価・改善活動

(1) 分析・評価

① 【市場リスク管理の分析・評価】

理事会等は、監事監査、内部監査及び外部監査の結果、各種調査結果並びに各部門からの報告等すべての市場リスク管理の状況に関する情報に基づき、市場リスク管理の状況を実効性の評価を行った上で、態勢上の弱点、問題点等改善すべき点の有無及びその内容を適切に検討するとともに、その原因を適切に検証しているか。また、必要な

場合には、利害関係者以外の者によって構成された調査委員会等を設置する等、その原因究明については万全を期しているか。

【事務リスク管理態勢】

I. 経営陣による事務リスク管理態勢の整備・確立状況

3. 評価・改善活動

(1) 分析・評価

① 【事務リスク管理の分析・評価】

理事会等は、監事監査、内部監査及び外部監査の結果、各種調査結果並びに各部門からの報告等すべての事務リスク管理の状況に関する情報に基づき、事務リスク管理の状況を実効性の評価を行った上で、態勢上の弱点、問題点等改善すべき点の有無及びその内容を適切に検討するとともに、その原因を適切に検証しているか。また、必要な場合には、利害関係者以外の

者によって構成された調査委員会等を設置する等、その原因究明については万全を期しているか。

当日の配布資料をご希望の方は、全酪連 指導・企画部（TEL03-5931-8003）または各支所指導組織課までご連絡下さい。



札幌
支所発

山下雅博さん・竹田千鶴子さんが全国へ!! —「第43回北海道酪農経営発表大会」開催—

3月26日(木)、札幌市「京王プラザホテル札幌」にて北海道酪農青年女性会議（引頭玉枝委員長）主催「第43回北海道酪農経営発表大会」が開催され、全道より関係者合わせて約50名が参加しました。

今年度は、経営部門で天塩町の山下雅博氏、意見体験部門で千歳市の竹田千鶴子氏の発表がありました。

経営部門の山下氏は「道北地域に根差した季節繁殖経営を目指して」と題して発表を行いました。山下氏はもともと乳業メーカーで働いていましたが、酪農家をサポートする仕事をしているうちにその生き方に憧れを抱くようになり、会社を退職し就農という道を選びました。サラリーマンより儲かる酪農を目指し、夫婦2人で持続可能な、そして地域条件・資源を有効活用した飼養体系を構築することを目標に、季節繁殖や集約放牧に取り組んできました。就農10年となる現在では満足できる季節繁殖を実現され、これまでの取組みが大きな収益につながり、まさに目指していた酪農経営を実現されています。

意見体験部門では、竹田氏が「～人をつくる～ひとすじの道で…伝えたいこと」と題して発表を行いました。竹田氏は現在74歳。酪農家の娘に生まれ、これまで酪農ひとすじの道を歩んできました。その中にはさまざまな苦労は



▲ 引頭委員長による開会挨拶



▲ 高橋守氏による講演

あったものの、あたたかい家族に囲まれ、また竹田牧場を巣立った実習生は300人に及び、人とつながり、人を育てることを大切にされてきました。現在では教育ファーム活動に力を入れ、毎年700名以上ものファームステイ体験を受け入れ、酪農業の消費者理解に取り組んでおられます。

両名の貴重な発表に参加者は熱心に聞き入っていました。また、発表後に行われた講演会では、(株)高橋牧場 ニセコミルク工房 代表 高橋守氏を招き、「酪農業の6次産業化について」と題して講演をいただきました。羊蹄山のふもとで良質な生乳を使ったさまざまな加工品の販売に取り組む高橋氏の講演は、6次産業化に至るまでの経緯から商品の紹介、また今後加工に取り組みたい人へのアドバイスなど、非常に内容に富んだものでした。

審査講評において経営部門の山下氏は、放牧のメリットを活かしつつ自給飼料の利用率を高め、乳質・繁殖成績も非常に高いレベルにある。地域の仲間とも積極的に放牧酪農の情報交換を行うなど、今後さらに期待のできる素晴らしい経営であること、また、意見体験部門の竹田氏は、酪農家の減少、さらには生乳不足が続く昨今、酪農に対する消費者理解のための活動を数多く行ってきた功績は非常に大きいことが評価されました。両名は北海道会議の代表に推薦され、7月に東京にて開催される、第44回全国酪農発表大会に出場されます。(T.H)



▲ 会場から質問を受ける竹田氏(左)と山下氏(右)

仙台
支所発

「第44回東北酪青婦酪農発表大会開催」される 東北代表は丹内良昭氏、桜井善氏

去る3月24日(火)～25日(水)に、岩手県盛岡市「ホテル紫苑」にて、東北酪農青年婦人会議（半澤善幸委員長）主催の「第44回東北酪青婦酪農発表大会」が開催され、当日は140名近くの酪友が東北各地から参加しました。

半澤善幸委員長の主催者挨拶に続き、来賓の農林水産省東北農政局生産部長丸山恵史氏（代読：伊藤雅敏畜産課長）、岩手県農林水産部長小原敏文氏（代読：千葉伸振興・衛生課長）、岩手中央酪農業協同組合代表理事組合長佐々木勲氏からご祝辞を頂きました。

経営の部では3名が発表され、『「気が付く」ことの大切さ～そして、行動と検証～』と題した岩手中央酪農青年婦人会議の丹内良昭氏は、牛の快適性の追求や、経営目標を明確化するための本会DMS（酪農家経営管理支援システム）の活用、化成肥料の投入を極力抑えた共同作業での自給粗飼料生産などを中心に発表されました。

『家族と経営改善～地域の粗飼料フル活用～』と題した宮酪青年婦人連絡協議会の猪股聡士氏は、農業大学校当時での実習先牧場主の人柄や仕事に対する熱心さにあこがれ実家を継ぐことを決意。就農後は飼養環境の改善や飼養管理に精力的に取り組み、基本を確実にこなすことで牛群成績を向上させたことなどを中心に発表されました。

『省力化と快適性を求めた酪農経営～牛と人の満足度向上のために～』と題した福島県酪農青年研究連盟の水戸崇宏氏は、平成16年のフリーバーンへの移行を機にTMR飼料を取り入れ、育成牛も県外の預託牧場に出すなど徹底した省



▲ 発表者のみなさん

力化を追求し、できた時間で繁殖管理・飼養管理の改善に取り組む姿勢を中心に発表されました。

発表された3名はいずれも優れた内容でした。しかし、高い所得率と経営の安定性において家族経営の酪農家が目指す経営を実践していることと、地域酪農発展のため酪農家の声を発信する地域検討会を開催し、さらには労働負担軽減のための共同作業体系の構築にリーダーとして当たるなど、地域貢献に全力で取り組んでいる点を高く評価された岩手県の丹内良昭氏が最優秀となり、全国大会へ出場することとなりました。

続いての意見・体験の部では4名が発表され、岩手中央酪農青年婦人会議の桜井善氏が『酪農を「楽農」へ』と題し、酪農家3戸からなる有限会社で定期的な休日取得を実現し、将来は規模拡大させてモデル牧場を目指す姿を、みやぎの酪農青年部・婦人部の小峯真喜氏は、『私が酪農を楽しめる理由』と題して、1年半の米国研修の体験談と就農直後から好きなようにやらせてもらえる両親への感謝や、周囲の人々との交流の楽しさを発表されました。山形県酪農青年婦人会議の中嶋亮介氏は、『家族でがんばる酪農家を目指して～「つながる」LINEで仲間づくり～』と題し、地域の若手酪農家からなる酪進会をはじめ作業受託組合、消防団、サッカーチームなどでの仲間たちとの活動を、最後の福島県酪農青年研究連盟の二瓶智美氏は、『これが私の歩む道』と題して、四姉妹の長女が後継者の道を選ぶまでと将来への夢や希望を、女性酪農家への補助制度に対する提言を織り交ぜながら発表されました。

東北代表には桜井善氏が選ばれ、全国大会へ出場となりました。（I.M）



▲ 丹内良昭氏



▲ 桜井善氏

東京
支所発

郡司貴大さんと小見幸江さんが全国大会へ —「第44回 関東甲信越酪農発表大会」開催—

「第44回関東甲信越酪農青年女性会議酪農発表大会」が3月24日(火)・25(水)に長野県諏訪市の「ホテル紅や」で約140名のご参加を得て盛大に開催されました。

大会は関東甲信越酪農青年女性会議 遠藤ゆり子副委員長による開会宣言に始まり、同会議の統一綱領唱和の後、小森崇宏委員長の開会挨拶、来賓として農林水産省関東農政局生産部畜産課課長 犬塚明伸氏、長野県農政部園芸畜産課企画幹兼家畜生産・衛生係長 船田忠志氏、開催県の南信酪農業協同組合 柳澤宏代表理事組合長より祝辞を頂き発表に入りました。

経営の部では、茨城県酪農青年女性会議より郡司貴大氏「時代と歩む酪農経営を目指して～地域と夢と仲間たちと～」、栃木県酪農青年女性会議より前田宏氏「地域と共に歩む酪農経営～大切な牛と仲間と家族と一緒に～」の2名が発表されました。

次に行われました意見・体験の部では、長野県酪農青年女性会議より横前敏武氏の「再出発～「悔しさ」と「自信」を胸に～」、群馬県酪農青年女性会議連絡協議会より小見幸江氏の「笑顔・挨拶・感謝」、埼玉酪農業協同組合より保延学氏の「～牛と共に成長してゆくということ～」、栃木県酪農青年女性会議より佐藤綾子氏の「夢は見るもの、夢は叶えるもの」の4名が発表されました。

発表では、取り組まれている内容とその成果、地域との連携や日々の作業からの体験などについて熱い気持ちを込めて述べられました。

経営発表の部、審査委員長の関東農政局犬塚



▲会場からの質疑応答に臨む発表者

課長は、審査講評で「それぞれ異なる立地条件の中で、地域特性を上手に活かしながら酪農経営の安定性と収益性の確保に努力されているだけでなく、自給飼料の確保、さらには地域活動にも熱心に取り組んでいる様子を窺うことができ、審査員一同大変感銘を受けました。」と述べられ「いずれも優れた経営であり、優劣を判断することは容易ではありませんが、協議の結果、茨城県の郡司貴大さんが最優秀賞に選定されました。」と報告されました。

次に意見・体験発表では、審査員の関甲信酪青女代表として小森委員長より「今回発表された4名の方は、いずれも心に残るすばらしい発表でした。いずれもご自身の理想や希望に向けた努力のみならず、家族・地域と共に一体となって充実した日々を過ごされていると思います。」との講評後、“この発表内容を全国の仲間にも聞いてもらいたい”という意見・体験発表の目的を踏まえて、群馬県の小見幸江さんを全国大会に推薦することを報告されました。

郡司貴大氏、小見幸江氏は7月に東京・浅草で開催される「第44回全国酪農青年女性酪農発表大会」に関東甲信越会議の代表として出場されます。

小森委員長より「ご参集の皆様におかれましても、発表された方の内容を糧に、それぞれの地域や地域の酪農の発展のために、今後ともご尽力をいただきますようお願い申し上げます。」との言葉が添えられ大会は終了しました。(N.J)



▲ 郡司貴大氏



▲ 小見幸江氏

東京
支所発

「第14回酪農まつり」 開催される

去る4月12日(日)に、酪農とちぎ農業協同組合(坂主正代表理事組合長)が主催する、「第14回酪農まつり」が、栃木県畜産酪農研究センター(那須塩原市)において開催されました。「第14回酪農とちぎホルスタイン共進会」も同時に開催され、県内から選りすぐられた76頭が出品し、各生産者の方が日頃積み重ねた愛牛の成果を競い合ったレベルの高い品評会となりました。各賞受賞の皆様おめでとうございます。

●共進会の主な結果

グランドチャンピオン：伊藤高行 氏
ジュニアチャンピオン：植木 靖 氏
インターミディエイトチャンピオン：真岡北陵高等学校
シニアチャンピオン：伊藤高行 氏



共進会審査員を務められた福屋栄人氏
(有限会社 福屋牧場代表取締役)

◀ 乳製品等飲食物販売に
並ぶ大勢の来場者



▲「第14回酪農とちぎホルスタイン共進会」入賞者集合写真

会場では、搾乳体験・バター手作り体験・乳製品をはじめとした飲食物の販売が行われ、東京支所は国産牛の焼肉実演を行いました。当日は、桜が舞う絶好の小春日和に恵まれて大勢の一般消費者が来場し、消費者と生産者をつなぐ大変有意義なイベントとなりました。(N.T)

酪政連活動報告

平成 27 年 2 月～ 3 月

日本酪農政治連盟

2/13	酪政連岩手県支部総会に出席 [於：岩手中央酪農協](事務局長)	3/8	第82回自由民主党大会に参加 [於：グランドプリンスホテル新高輪] (事務局長)
2/14	鹿児島県酪農政治連盟報告会に出席 [於：鹿児島県酪農協](委員長・幹事長)	3/11	林芳正農林水産大臣に面会し、TPP交渉に 関して、農産物重要5品目を関税撤廃の例外 とする国会決議を遵守するよう要請 「日本の畜産ネットワーク」の一員として参加 (副委員長・幹事長他)
2/17	事務局長会議を開催[於：酪農会館] ◆都道府県酪政連組織の事務局長等に対し、3月開催予定の 総会提出議案を事前説明 ◆平成27年度酪農対策及び畜産クラスターについて、農林 水産省からの説明会を実施	3/11	酪政連新潟県支部総会に出席 [於：酪農にいがた農協](委員長)
2/18	東北ブロック酪政連総会に出席 [於：仙台](委員長・副委員長)	3/13	関東酪政連協議会研修会を開催 [於：東京駅](大槻副委員長) ◆「中国経済破綻で日本はどうなるのか?」講師 宮崎正弘氏
2/20	監査会を実施[於：酪農会館] 3月開催予定の総会資料を本連盟の監査に よる監査会を実施(会計責任者・監事・幹事長他)	3/20	群馬県酪政連総会に出席[於：群馬] (幹事長代理)
3/5	三役会議を開催[於：ルポール麹町] ◆当日開催の通常総会提出議案について協議	3/30	岡山県酪農政治連盟美作支部総会に出席 [於：おかやま酪農協](事務局長)
3/5	常任・中央合同委員会を開催[於：ルポール麹町] ◆今後の酪政連の活動について協議	3/31	東京都選挙管理委員会に対し収支報告書 (平成26年1～12月分)を提出
3/5	本連盟の通常総会を開催[於：ルポール麹町] ◆第1号議案 平成26年度運動報告並びに収支決算承認の件 第2号議案 平成27年度運動方針並びに収支予算承認の件 第3号議案 平成27年度会費賦課方針決定の件 第4号議案 役員の退任、並びに選任の件 そのまま上程し、全議案共に原案どおり可決承認される		

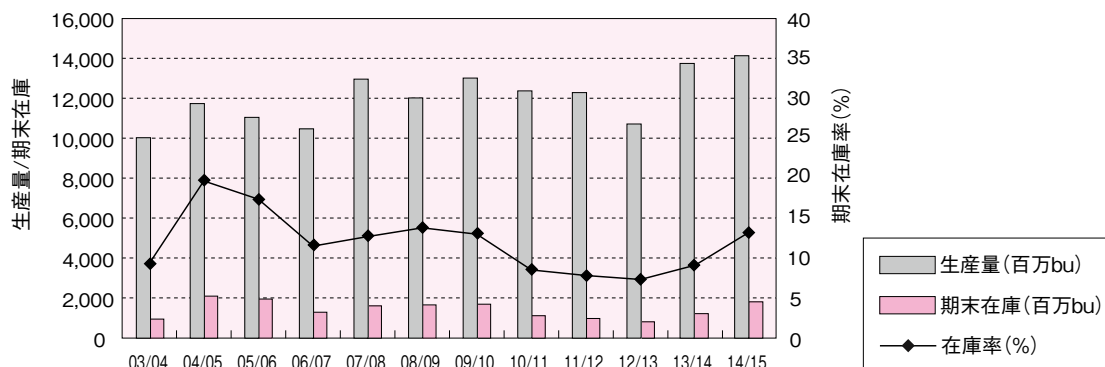


原料情勢

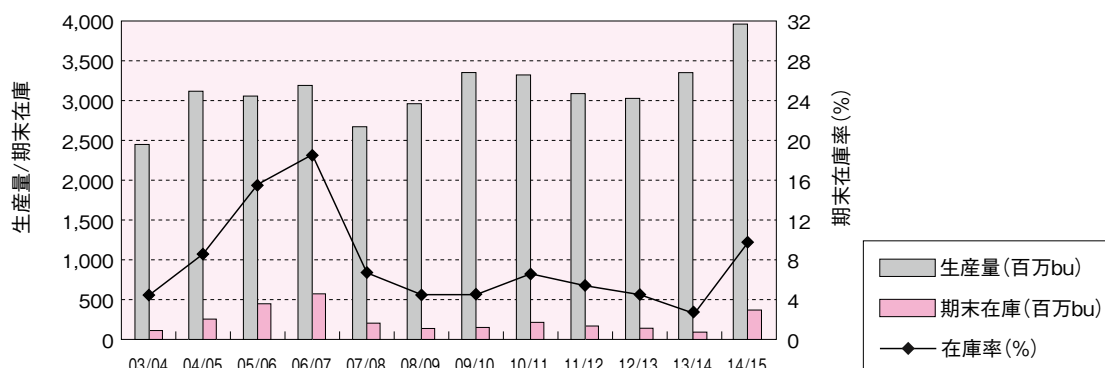
平成27年4月

4月9日発表 米国農務省 トウモロコシ 需給予想	【13/14年産】 作付面積95.4百万エーカー 単収158.1bu/エーカー 生産量138億2,900万bu 総需要量134億5,400万bu 期末在庫12億3,200万bu 在庫率9.2% (需要供給両面で変化なし。)
	【14/15年産】 作付面積90.6百万エーカー 単収171.0bu/エーカー 生産量142億1,600万bu 総需要量136億4,500万bu 期末在庫18億2,700万bu 在庫率13.4% (需要面が減少し、期末在庫は5,000万bu増加。)
トウモロコシ 相場動向	米ドル高の進行と輸出の伸び悩みに対する懸念から値を下げ、さらに3月末のUSDA在庫報告で市場予想より弱い結果が発表されたのが重なり、367～398¢の範囲で推移している。今後のシカゴ相場は、13/14年産の材料はほぼ出尽くし、14/15年産の生産地の天候や作付進捗状況に注目が集まっている。作付面積が減少する見通しの中、生育状況によって市場は左右されると考えられており、このような状況は受粉期に入る6月末まで続き、生産地情報に注意が必要である。
4月9日発表 米国農務省 大豆需給予想	【14/15年産】 需要・供給面とも増加し、増加幅で需要が供給を上回ったため期末在庫は減少した。期末在庫3億7,000万(3億8,500万)bu、在庫率9.94(10.4)%。
大豆粕相場動向	シカゴ大豆相場は、米国を含め主要生产国で史上最高豊作が確実視される状況から軟調に推移している。一方、作付時期を迎えている米国の一部で多雨による作付遅延が見られ、これは来季収穫時期の早霜にあたる可能性もある。原油価格の反発、輸出向けの大量買付成約等と併せて注意が必要。国内産大豆粕では、採算面で菜種より大豆処理の方が安価なため大豆粕の発生量増加が期待されたが、食用油自体の消費低迷が続いており、増加量は限られると予想。主な輸入先である中国では、内需が減退していることから軟化が期待される。
糟糠類	国内産フスマは昨年来、小麦粉の消費低迷が続いている影響を受け、発生量は減少している。しかしながら、飼料需要も低迷していることから需給の均衡は保たれている。グルテンフィードの国内産は、コーンスターチが発生時期を迎えることから4-6月期は値下げの改定となった。更なる発生量増加も見込まれるため、価格軟化に期待したい。
海上運賃	船腹余剰感が強いものの南米東岸積の穀物輸送が活発になってきており、既に2～3週間の滞船も発生している。今後ピークを迎える4～5月にはさらに滞船が発生すると予想され、このため海上運賃はじり高に推移している。

米国産トウモロコシ生産量と期末在庫の推移



米国産大豆生産量と期末在庫の推移



輸入粗飼料の情勢 平成27年4月

北米コンテナ船 フレート	2月20日に暫定合意に至った北米西岸港湾労使交渉は、一部に合意内容に不満を持ったILWU側の動きがあったものの、3月末から開かれたILWU執行部の会議において、新協約案が承認された模様。今後は、一般組合員の投票手続きを経て最終合意に至る見込み。各西海岸港湾の状況は、最も深刻であった時期に比べると改善はみられるものの、荷役稼働率や各船社のスケジュールは従来通りまで回復したとは言えない状況。また、ターミナル内外でのトラックやシャーシ不足も継続して発生しており、現在入港ベースで1週間前倒しから2-3週間の遅延までの幅が出ており、今後も注視が必要である。
海上運賃動向	当初発表されたGRI（海上運賃の一斉値上げ）の上げ幅は、概ねUS200ドル（40フィートコンテナ）だったが、実際には50ドル程度に抑える船社が多くみられる。今後も低迷する海上運賃の修復に向け、引上げの動きが続くと思われる。
カリフォルニアの 干ばつ	カリフォルニア州では昨年に引き続き干ばつが発生している。一大農業地帯である州中部・サンホワンキンバレーへの影響が大きく、貯水量は歴史的干ばつと言われた昨年並みのところまで落ち込み、この地域における乾牧草生産への影響が懸念される。一方で、スーダングラス・クレイングラスの主産地であるインペリアルバレーの水源は豊富な水量とフーバーダムを擁するコロラド川のため、干ばつの影響はさほど受けられないと言われている。 カリフォルニア州の干ばつ状況 2015.03.31 March 31, 2015 (Released Thursday, Apr. 2, 2015) Valid 7 a.m. EST The Drought Monitor focuses on broad-scale conditions. Local conditions may vary. See accompanying text summary for forecast statements. Author: Eric Luebbehusen U.S. Department of Agriculture USDA http://droughtmonitor.unl.edu/ CA Drought.com より抜粋 D4: 前例のないほどの異常な干ばつ (Exceptional Drought) が州中部を覆っている
ビートパルプ	【米国産】新穀の作付は4月上旬より順次開始されているが、寒さによる作付の遅れやその後の生育環境が作柄に与える影響は大きいと見られ、今春の作付動向については今後も注意が必要。現時点の米国産全体の作付面積は昨年並みと予想される。カリフォルニアを中心とする西海岸の歴史的な干ばつの影響は未だ底が見えず、こちらも注意が必要である。 【中国産】中国では近年、酪農産業が非常に盛んで内需が強まっていることから、輸出余力は現在なし。近い将来に飼料輸入国に転じる可能性も高く、暫くは中国産ビートパルプが市場に出ることはないと予想される。
アルファルファ	2月末から3月初旬の荒天により例年より遅めの進捗ではあるが、早い圃場では1番刈の刈り取りがスタートしている。米国乳価下落に伴い、国内でも様子を見ながらの買い付けが続いており、新穀のスタート価格が安くなることが期待されている。しかし、1番刈は成分が良く、米国内向けの需要も高く、旧穀に比べて安価なことから輸出業者によっては積極的な買い付けを進めており、当初の予想と比べ安くなっていないのが現状である。今後、他産地での刈り取りやエルセントロでの2番刈が始まり、これらが天候に恵まれれば、更なる産地価格の軟化が予想されるが、ここ数年の中国や中東が価格を下支えする傾向もあり楽観はできない。
チモシー	【米国産】キティマスバレーでは降雪量が例年の2～3割と少なく、灌漑に使用する雪解け水の不足が早くも懸念されている。雪解け水が不足すると、2番刈チモシーの生産が減少する可能性が出てくるが、旧穀2番刈の品質が芳しくなく米国内での引き合いも弱いため、新穀の2番刈以降は他作物への転作を考へるなど、生産意欲の減退を引き起こす要因は例年に比べ多い状況である。 【カナダ産】大麦と菜種の価格が引き続き低調であるため、レスブリッジ（灌漑地域）でのチモシー作付は微増すると見込まれる（過去5年・チモシーの作付面積は比較的安定）。現時点での主産地新穀予想作付面積は次の通り。・クレモナ（非灌漑地域）24,000エーカー・レスブリッジ（灌漑地域）11,000エーカー カナダでも今冬の降雪量はやや少なかったものの、土壌水分の含有量は問題ないレベル。一方、西海岸の港湾問題の影響を受け、デリバリーは不安定な状況が続いている。
スーダン	〈3月15日付の作付面積の報告〉前年同月比21%の1,752エーカー（過去15年間では最も低い数値）。一方で、デュラム小麦の作付は1月で終わっているため、今後はスーダンの作付が回復する見込み。さらには、一連の港湾問題で在庫を捌ききれないサプライヤーも出てきており、繰り越し在庫の発生から、仮に作付面積が減少しても、これらを含めれば日本向けの需要は十分満たされるとの見方がある。
クレイングラス	〈3月15日付の作付面積の報告〉前年同月比92%の15,724エーカー。昨年に比べ作付は減少しているものの、現時点での生育は昨年並みで、収穫時期の天候が良好であれば供給量に問題はないと思われる。新穀の価格は韓国の買付動向にも影響されやすいため注視が必要。新穀の1番刈は4月中旬から順次始まっている。
ストロー類	2月の米国住宅着工件数は例年並みに留まっており、芝用種子の需要の伸びはなく、主産地オレゴン州でも作付面積は横ばいと見られている。
オーツヘイ	【東および南豪州】収穫時の天候に恵まれ高級品の生産が多い。北米の港湾問題の影響を受けて需要が増加したことで、今後の在庫はやや薄めに推移していく。一方で、中級品の在庫量は十分にあり。【西豪州】大半が雨あたり品や中～低級品だが、低価格帯の多くは売り切れとなっている模様。【豪州全体の輸出】近年、中国の台頭により豪の多くのサプライヤーは同国への輸出に力を入れ始めている。特に安価品の需要が強く、価格の下支えとなっている傾向が見られ、中国による買い付けの影響が徐々に始まっており、この動きには引き続き注視が必要。

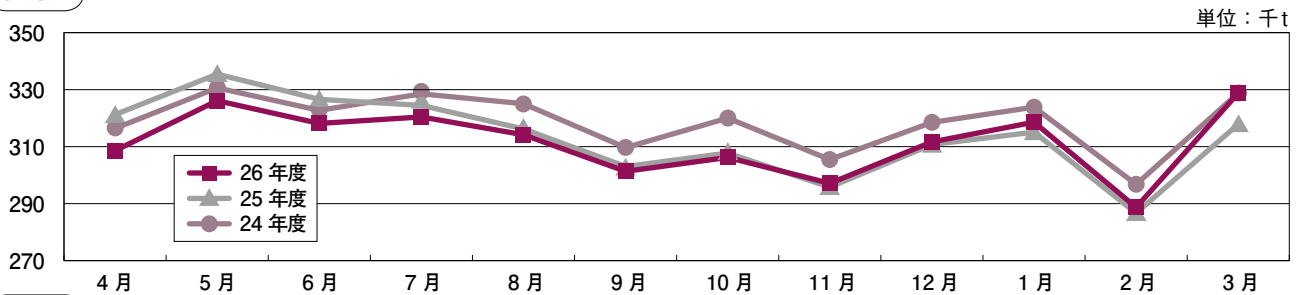
生乳受託販売乳量

受託販売乳量

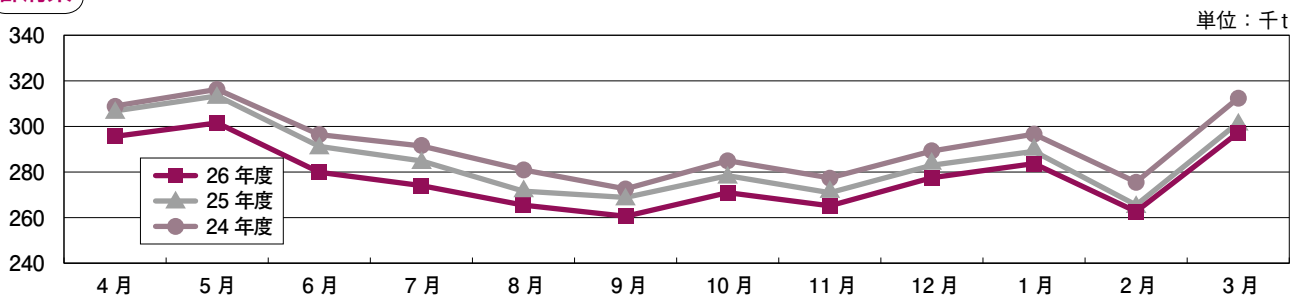
全国 618,553t で、前年同月比 981t(0.2%) 減少
北海道 321,260t で、前年同月比 3,393t(1.1%) 増加

都府県 297,293t で、前年同月比 4,374t(1.4%) 減少

北海道



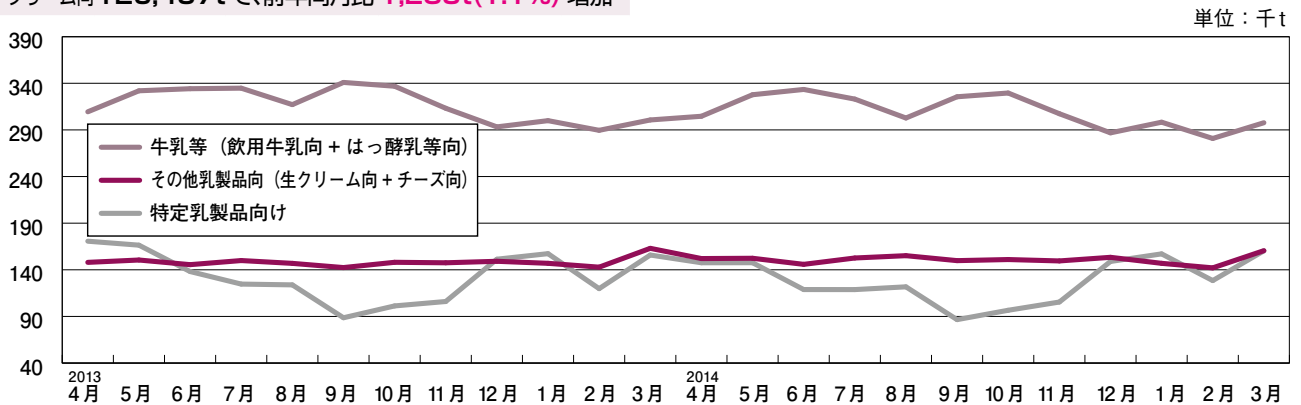
都府県



用途別販売数量

飲用向 261,245t で、前年同月比 1,901t(0.7%) 増加
はっ酵乳向 36,442t で、前年同月比 4,884t(11.8%) 減少
クリーム向 120,457t で、前年同月比 1,283t(1.1%) 増加

チーズ向 40,060t で、前年同月比 3,784t(8.6%) 減少
特定乳製品向 160,347t で、前年同月比 4,503t(2.9%) 増加



各地の需給動向

【東北】生産は前年比 97.8%。飲用向けの処理は学校給食が終わる 20 日頃までは引合いが強かった。学乳製造が終わると、加工が発生したが、例年と比較すると大きく減少した。その結果、飲用牛乳向け 103%、特定乳製品向け 78.4%となった。

【関東】生産はほぼ前年並みの 99.7%。日量は上旬から下旬にかけほぼ横ばい。飲用向け処理は 2 月末から堅調に推移。学乳の終わる下旬になっても、殺菌乳を中心に引き合いが強かった。飲用牛乳向け 100.2%、特定乳製品向け 101.8%となった。

【東海】生産は 96.9%と低調。処理は、月を通して全体的に重ために推移した。その結果、飲用牛乳向け 98.7%、特定乳製品向け 98%となった。

【近畿・中国・四国】生産は近畿 97.5%、中国 98%、四国 98%。飲用の引き合いが強く、加工向けは減少した。(飲用牛乳向け前年比：近畿 98.6%、98.8%、四国 97.3%、特定乳製品向け前年比：近畿 81.9%、中国 88.7%、四国 89.7%)

【九州】生産は 99.3%。飲用の引き合いは強かったが調整により、飲用牛乳向け 99.7%、特定乳製品向け 92.5%の実績となった。

用途別生乳処理量

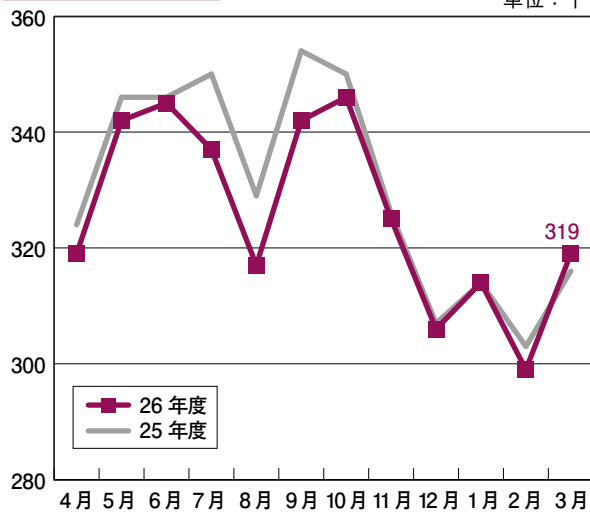
単位：千t

年月	生乳 生産 量	用途別処理量計							年月	生乳 生産 量	用途別処理量計						
				乳製品向										乳製品向			
				牛乳等向 ①	特 定 乳製品向 ②	その他乳製品向								牛乳等向 ①		特 定 乳製品向 ②	その他乳製品向
			ク リー ム 向 ③			チ ーズ 向 ④				ク リー ム 向 ③	チ ーズ 向 ④						
2013. 4 月	650	645	324	321	171	150	106	44	2014. 4 月	627	622	319	303	148	155	112	43
5 月	671	666	346	320	167	153	107	46	5 月	650	645	342	303	148	155	112	44
6 月	638	633	346	287	141	147	105	42	6 月	619	614	345	269	120	149	108	41
7 月	632	627	350	278	126	151	109	42	7 月	618	613	337	276	120	156	113	43
8 月	608	603	329	274	127	147	107	40	8 月	600	595	317	278	126	153	111	42
9 月	593	588	354	235	91	144	107	37	9 月	583	578	342	236	88	148	109	39
10 月	608	604	350	253	104	150	109	40	10 月	598	593	346	247	100	148	112	36
11 月	588	583	326	257	108	149	111	38	11 月	584	579	325	254	107	147	112	35
12 月	616	612	307	305	153	151	114	37	12 月	613	608	306	302	151	152	111	40
2014. 1 月	626	622	314	308	158	150	103	47	2015. 1 月	624	619	314	304	158	146	105	41
2 月	573	568	303	265	121	144	102	43	2 月	573	568	299	269	128	142	101	40
3 月	643	638	316	322	159	163	117	47	3 月	642	637	319	319	159	160	117	43
年 度 計	7,447	7,390	3,964	3,426	1,626	1,800	1,298	502	年 度 計	7,331	7,271	3,910	3,361	1,552	1,810	1,324	486

資料：農林水産省「牛乳乳製品統計」

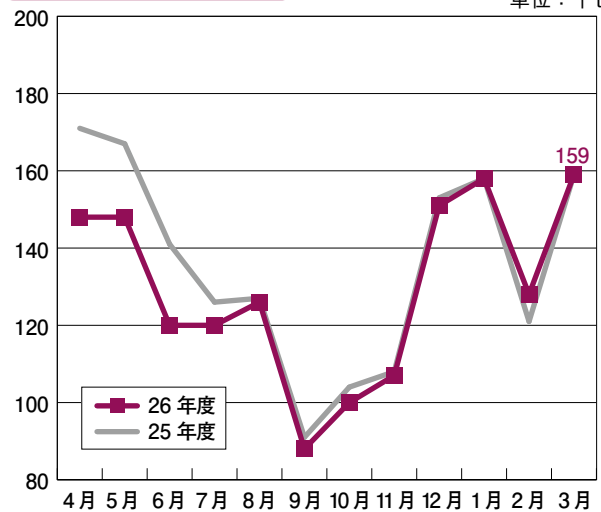
① 牛乳等向処理量

単位：千t



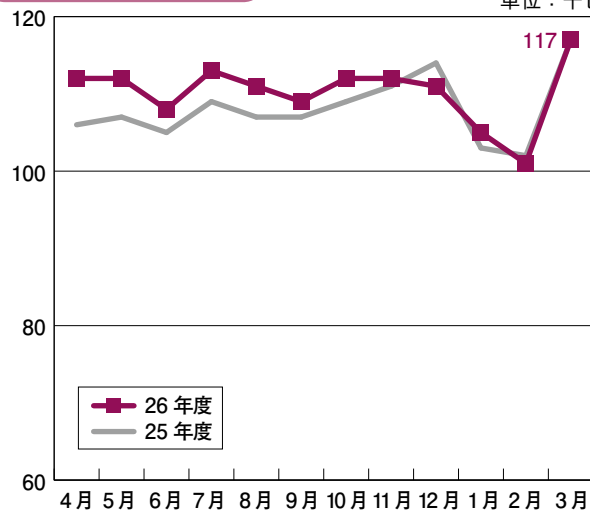
② 特定乳製品向処理量

単位：千t



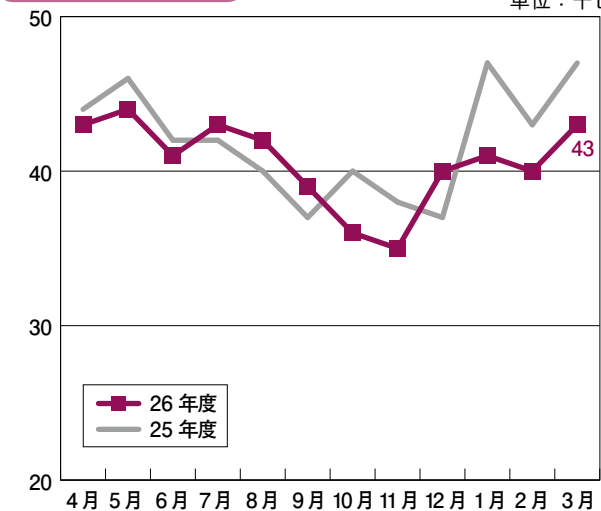
③ クリーム向処理量

単位：千t



④ チーズ向処理量

単位：千t



特定乳製品（脱脂粉乳・バター）の国内生産及び出回り量の推移

※生乳需給動向の指標となる特定乳製品の生産及び消費の動向です。

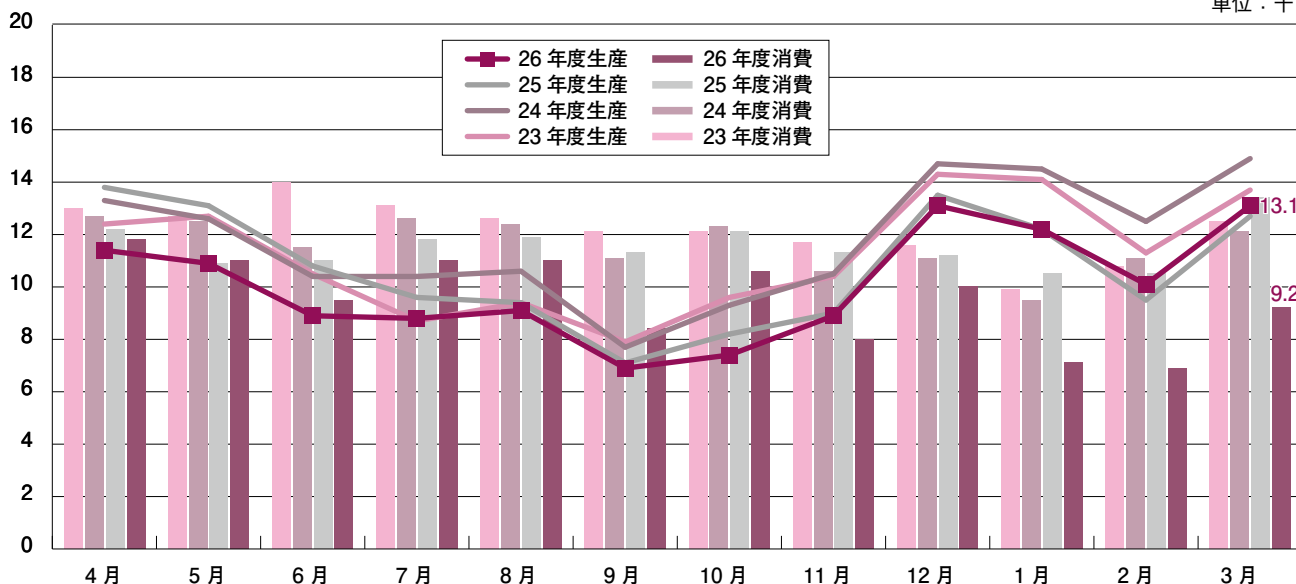
単位：千t

年月	脱脂粉乳生産量	脱脂粉乳消費量	バター生産量	バター消費量	年月	脱脂粉乳生産量	脱脂粉乳消費量	バター生産量	バター消費量
2013. 4月	13.8	12.2	7.0	6.1	2014. 4月	11.4	11.8	6.3	6.4
5月	13.1	10.9	7.0	5.5	5月	10.9	11.0	5.7	5.0
6月	10.8	11.0	5.7	5.8	6月	8.9	9.5	4.9	4.7
7月	9.6	11.8	5.1	5.8	7月	8.8	11.0	4.7	5.7
8月	9.4	11.9	5.1	5.7	8月	9.1	11.0	4.7	5.2
9月	7.1	11.3	3.6	5.0	9月	6.9	8.4	3.5	3.7
10月	8.2	12.1	3.9	5.5	10月	7.4	10.6	3.9	5.2
11月	9.0	11.3	4.2	6.2	11月	8.9	8.0	4.0	4.0
12月	13.5	11.2	5.5	7.3	12月	13.1	10.0	5.7	5.6
2014. 1月	12.2	10.5	6.5	4.9	2015. 1月	12.2	7.1	6.7	4.4
2月	9.5	10.5	4.8	5.7	2月	10.1	6.9	5.2	5.0
3月	12.7	13.4	6.0	6.9	3月	13.1	9.2	6.2	6.1
年度計	128.8	138.0	64.3	70.5	年度計	120.8	114.5	61.5	61.0

資料：農林水産省「牛乳乳製品統計」、農畜産業振興機構、農林水産省生産局畜産部牛乳乳製品課調べ

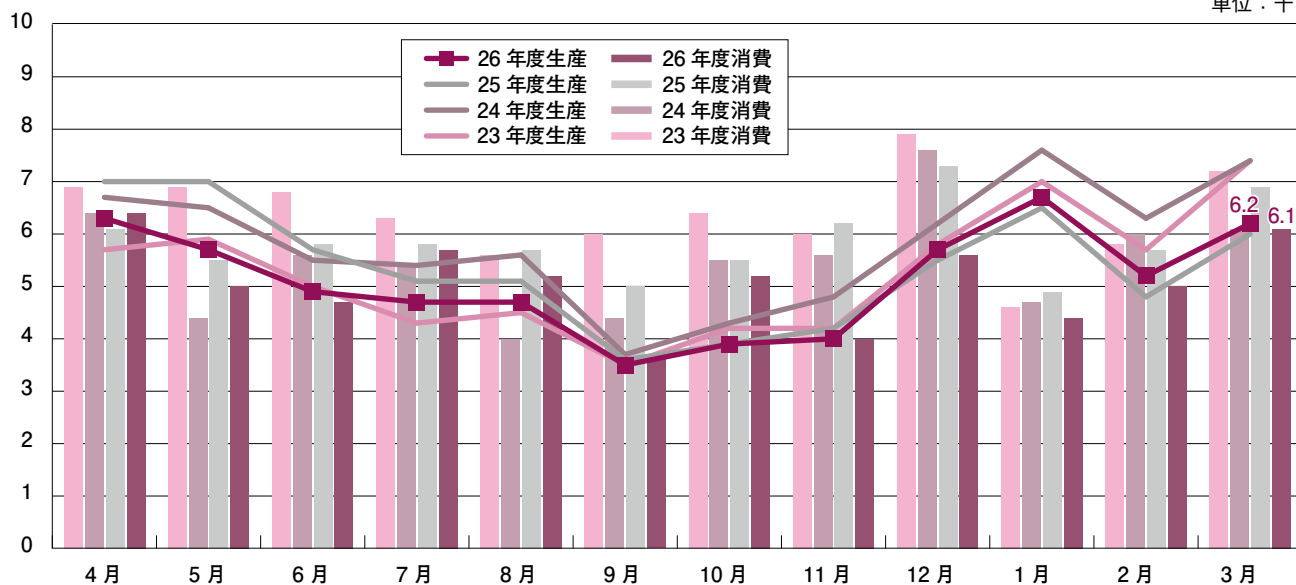
脱脂粉乳の生産及び出回り量推移

単位：千t



バターの生産及び出回り量推移

単位：千t

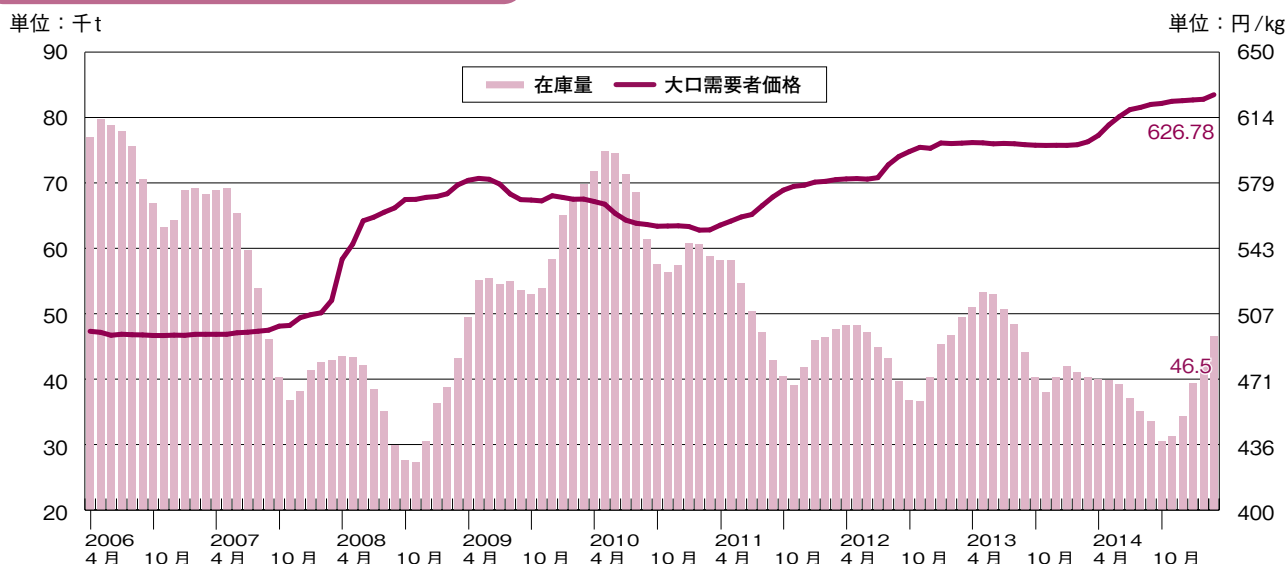


脱脂粉乳・バターの国内在庫及び大口需要者価格の月別推移

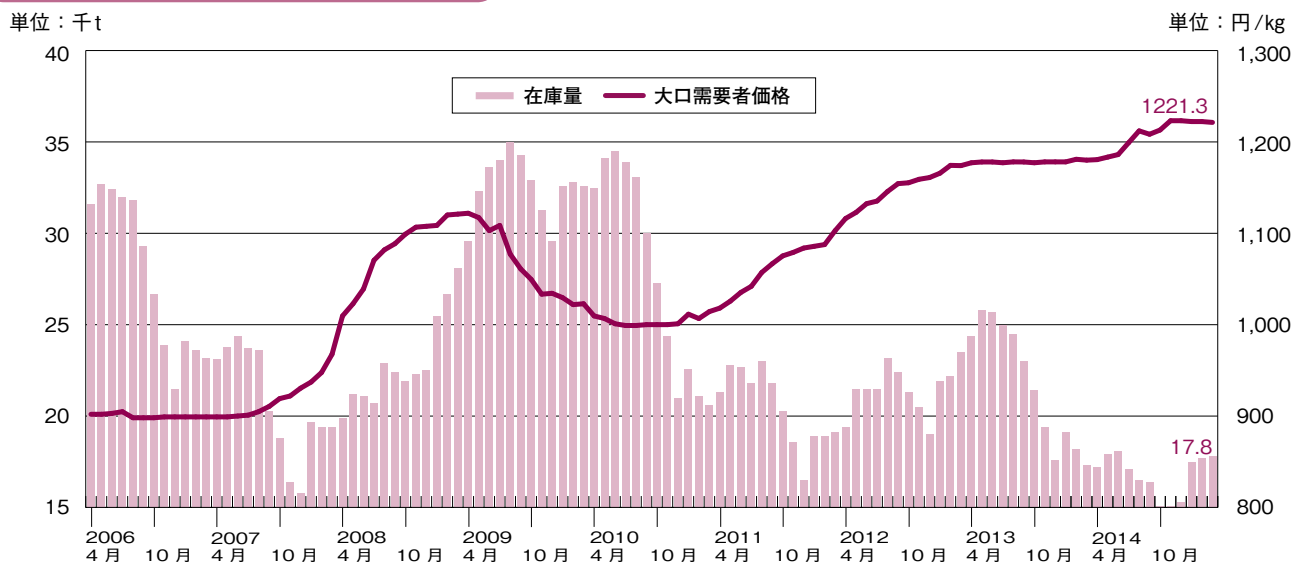
区 分	バター		脱脂粉乳		区 分	バター		脱脂粉乳	
	期末在庫量	大口需要者価格	期末在庫量	大口需要者価格		期末在庫量	大口需要者価格	期末在庫量	大口需要者価格
年月	千t	価格 円/kg	千t	価格 円/kg	年月	千t	価格 円/kg	千t	価格 円/kg
2013. 4月	19.4	1,116.2	48.2	580.80	2014. 4月	17.2	1,181	39.9	604.56
5月	21.5	1,122.9	48.2	580.99	5月	17.9	1,183	39.8	610.30
6月	21.5	1,132.4	47.1	580.69	6月	18.1	1,186	39.2	614.85
7月	21.5	1,135.2	44.9	581.49	7月	17.1	1,199	37.0	618.63
8月	23.2	1,145.7	43.2	588.53	8月	16.5	1,212	35.1	619.85
9月	22.4	1,154.3	39.7	593.03	9月	16.4	1,208	33.6	621.48
10月	21.3	1,155.2	36.7	595.73	10月	15.1	1,213	30.4	622.00
11月	20.5	1,159.0	36.6	598.06	11月	15.1	1,223	31.3	623.19
12月	19.0	1,161.0	40.3	597.52	12月	15.3	1,223	34.3	623.52
2014. 1月	21.9	1,165.7	45.3	600.42	2015. 1月	17.5	1,222	39.4	623.93
2月	22.2	1,174.3	46.7	600.11	2月	17.7	1,222	42.6	624.30
3月	23.5	1,174.3	49.5	600.34	3月	17.8	1,221	46.5	626.78
年度計	257.9	—	526.2	—	年度計	201.7	—	449.1	—

資料：農林水産省「牛乳乳製品統計」、大口需要者価格

脱脂粉乳 国内在庫・大口需要者価格推移



バター 国内在庫・大口需要者価格推移



北海道 乳牛産地情報

平成27年5月1日現在

札幌支所 TEL 011-241-0765
 釧路事務所 TEL 0154-52-1232
 帯広事務所 TEL 0155-37-6051
 道北事務所 TEL 01654-2-2368

価格状況 ▲……強含み ▼……やや強含み →……横這い ⇩……やや弱含み ↓……弱含み

事務所	畜種	相場(万円)	価格状況	管内状況
札幌管内	育成牛(10-12月令)	27~32	→	札幌管内の4月中旬までの生乳生産量前年比は、函館管内月計98.3%、累計で98.3%、苫小牧管内月計で99.3%、累計で99.3%の実績。5月の初妊牛動向は、7月~8月分娩予定のF1腹が中心。資源は少ない地域であるが、道内の購買も多く、相場は横這いで推移するものと思われる。育成牛の販売に力を入れている地域でもあるため、育成牛の導入希望がありましたらご連絡ください。
	初妊牛	50~57	→	
	経産牛	43~48	→	
釧路管内	育成牛(10-12月令)	35~38	→	根釧管内の4月中旬までの生乳生産量前年比は、釧路管内月計で100.6%、累計で100.6%、中標津管内月計で100.0%、累計で100.0%の実績。5月の初妊牛動向は、7月~8月分娩予定の牛が中心。府県からの導入希望は夏産みのため減少すると見込まれるが、地域によっては出回り頭数が少ないこと、地元での導入が活発なこともあり相場は堅調に推移するものと予想される。今後は、畜産クラスター関連で導入希望が増加する可能性もあり、相場動向に注意が必要となる。また、育成牛については不足感から高値を維持している。
	初妊牛	54~60	→	
	経産牛	45~50	→	
帯広管内	育成牛(10-12月令)	30~34	→	帯広管内の4月中旬までの生乳生産量前年比は、帯広管内月計で103.1%、累計で103.1%の実績。5月の初妊牛動向については、7月~8月の分娩中心。府県からの需要は夏産みのため減少するものと思われるが、暑い時期の分娩を避けるため、7月上旬中旬の分娩腹に関しては需要が集中し、8月分娩に近づくほど相場は弱含みで推移していくと予想。しかし、道内での引合いは継続して行われており、全体的な相場は横這いとなる。
	初妊牛	55~60	→	
	経産牛	45~50	→	
道北管内	育成牛(10-12月令)	32~38	⇩	道北管内の4月中旬までの生乳生産量前年比は、稚内管内月計で100.8%、累計で100.8%、北見管内月計で100.2%、累計で100.2%の実績。道内農協では増産のため、前年より増産した乳量に対して3~10円/kg対策を打つ農協もある。5月の初妊牛動向は、7月分娩中心となるが、出回り頭数が見込めないため夏分娩とはいえ高値で推移すると予想される。育成牛は各市場において高値で推移し、経産牛は即戦力で乳量増産につながることから、道内各地区市場での引合いが強い。また3~4月は離乳セールも出ており、経産牛(乾乳&搾乳中)等は40~60万で取引されている。
	初妊牛	55~60	⇩	
	経産牛	45~50	→	
道内総括	育成牛(10-12月令)	30~38	⇩	道内の4月中旬までの生乳生産量前年比は100.9%、累計で100.9%の実績。5月については7月~8月上旬分娩中心。夏分娩となり、メガファームの定期導入が中心となるが、生乳生産維持拡大で地元導入が多いため、思ったほど価格が安くなる要素は無い。腹内についてはF1腹、和牛受精卵腹が高値安定で動いており、続いてホルズ判別腹も後継牛確保の為、高値安定で取引されている。夏分娩腹とはいえ、出回り頭数が少ないため、注文予定がありましたら早めに最寄りの支所へご連絡をお願いします。
	初妊牛	54~60	⇩	
	経産牛	45~50	→	

※上記相場は、血統登録牛(中クラス)の庭先選畜購買による予想相場です。庭先選畜購買のため、市場購買とは異なり、価格差が生じます。

今月の表紙

お手伝い ありがとうね たすかる~

今月の表紙は、「第5回酪農いきいきフォトコンテスト」(第43回全国酪農発表大会にて開催)に応募頂いた作品「お手伝い ありがとうね たすかる~」(佐賀県 早田千幸氏 撮影)です。お父さんのお仕事を一緒にしてお手伝いする子供たち。その頑張りにお父さん、お母さんも大助りです。



▼「全酪連会報」は2015年4月号をもちまして創刊50周年を迎えることができました。この間、折に触れて貴重なご意見や情報等をお寄せいただき、また、取材にご協力いただいた全ての皆様に御礼申し上げます。これからも酪農業界の活動を内外に知らせる活動の記録とともに、皆様のお役に立てる様な情報の発信ができればと思っております。今後とも、「全酪連会報」をご愛読頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

▼会報に関するご意見・ご要望・投稿写真等があれば、以下のアドレスにメールをお願いいたします。

shidoukikaku@zenrakuren.or.jp

編集後記

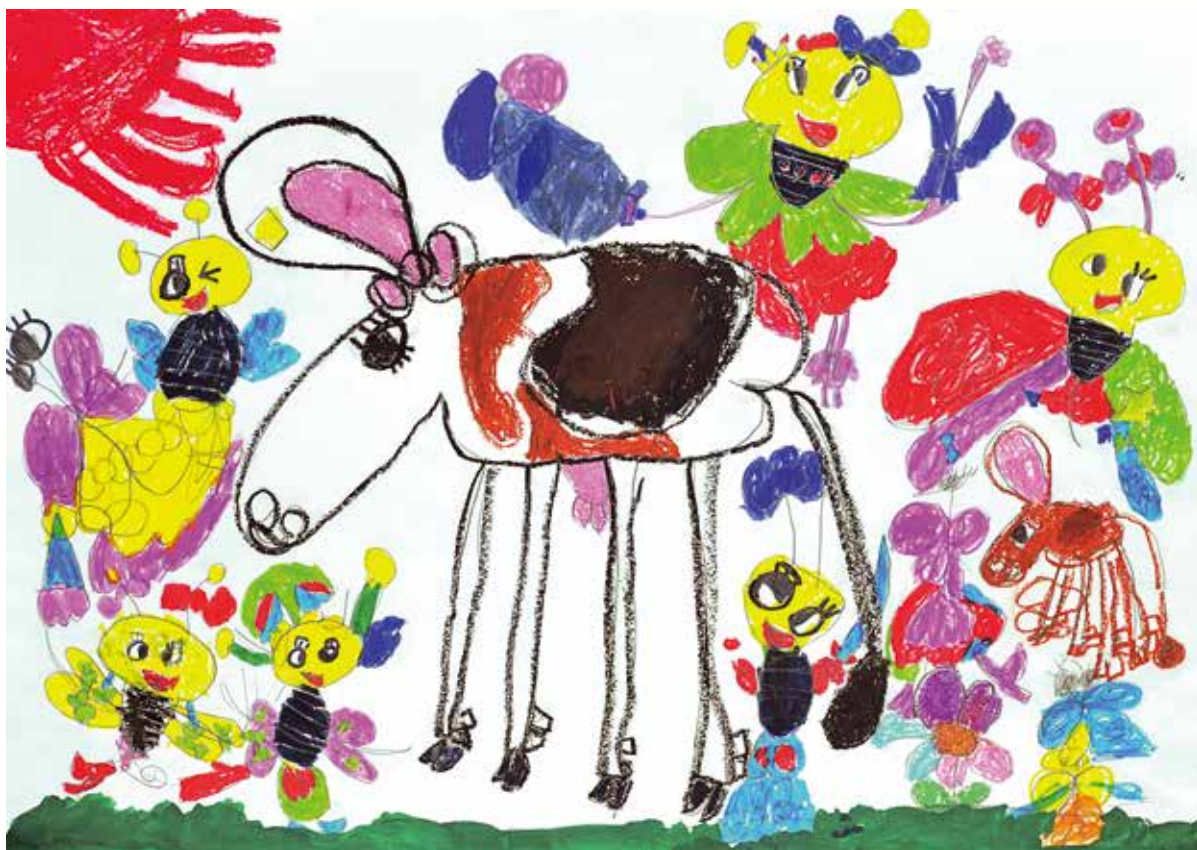


平成27年5月10日発行(毎月1回10日発行)

ZENRAKUREN
MEMBER'S INFORMATION

全酪連会報 5月号 No.596

●編集・発行人 徳永 幸男
 ●発行 全国酪農業協同組合連合会
 〒108-0014 東京都港区芝四丁目17番5号
 TEL 03-5931-8003
<http://www.zenrakuren.or.jp/>



今月の



入賞作品紹介

お花畑の牛

玉祖幼稚園(西日本)5歳 松永 和奏



今月の入賞作品は、玉祖幼稚園（西日本）5歳の松永和奏ちゃんの作品です。
お花畑に集まる蝶々さんと牛さんを鮮やかな色使いでメルヘンチックに描いた作品。
女の子らしい自由な発想が満載で画面もリズムカルで躍動感があります。線がのびのびし
ていて楽しい雰囲気が伝わってくる可愛い作品です。

※この作品は本会と全国酪農青年女性会議共催の「第41回らくのうこどもギャラリー」で
全国451点の応募作品から入賞12点に選ばれたものです。

主催 全国酪農青年女性会議

主催

全国酪農青年女性会議
全国酪農業協同組合連合会

in 東京



写真提供：台東区

全国 第44回 酪農青年女性 酪農発表大会

平成27年

7月15_水・16_木

日程

7月15日

13:00～13:55 開会式
14:00～16:15 酪農経営発表
16:15～16:25 らくのうこどもギャラリー表彰式
16:40～18:15 酪農意見・体験発表
19:30～21:30 懇親会

7月16日

9:00～ 9:30 酪農経営発表質疑応答
9:30～10:00 酪農意見・体験発表質疑応答
10:15～11:40 審査講評・表彰式
11:40～11:50 閉会式

大会参加費

1名 13,000 円 (大会・懇親会まで)

※宿泊につきましては、各地域会議事務局にお問い合わせください。

大会会場・アクセス

会場・宿泊

「浅草ビューホテル」

〒111-8765 東京都台東区西浅草 3-17-1

Tel.03-3847-1111



アクセス

つくばエクスプレス 浅草駅直結
上野駅公園口、スカイツリーシャトル (R)
で約10分 (ホテル前停留所下車)
都営浅草線 / 東武線 浅草駅より 徒歩10分
東京メトロ銀座線 田原町駅より 徒歩7分
首都高速6号線 向島 I.C. または駒形 I.C. 下車
首都高速1号線 上野 I.C. または入谷 I.C. 下車
都営浅草線 浅草駅よりエアポート快速で
新東京国際空港 (成田) まで約65分
※1日2便 (要予約) でホテル～成田空港までのリムジンバス運行あり
東京国際空港 (羽田) まで約35分
※1日8便 (要予約) でホテル～羽田空港までのリムジンバス運行あり



大会事務局

全国酪農青年女性会議

〒108-0014 東京都港区芝 4-17-5 全酪連指導・企画部内 / TEL. 03-5931-8003